

平成28年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 平成28年12月13日(火)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。1番 村井剛君、2番 畠山金美君を指名いたします。
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から12月定例会の日程、運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告を申し上げます。
去る12月5日午前10時から第1委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例関係では条例改正議案が3件、条例制定議案が2件、条例廃止議案が2件、平成28年度補正予算議案が5件、その他人事案件が1件、諮問が1件であります。
また請願・陳情は、陳情6件で、一般質問者は8名となっております。
今定例会の日程は、皆さんに配付しております資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明、質疑並びに請願・陳情について等を行い、各常任委員会に付託することといたしております。
2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
以上のとおり今定例会の会期は、皆さんに配付した資料のとおり、本日から16日までの4日間で行うことといたしております。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 三戸留吉 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から16日までの4日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長は欠席でございます。各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は平成28年9月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しておりますが、この報告書をもって、報告に替えさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。
次に、この度、秋田県町村議会議長会から提出されております、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、常任委員会審議の前に皆さまへ、ご説明したいと思います。
全国町村議長会議並びに秋田県議会議長会議は、地方議会議員の年金制度の廃止以降、地方議会議員の被用者年金制度への加入に関する要望について、政府、国会に要請活動を展開しておりますが、これは全国的に地方議員が選挙では立候補者の減少で無投票当選が増加しており、住民の政治への関心の低さと共に、議員のなり手不足が大きな問題となっております。
この要因として、将来に亘って安定した保障がない、いわゆる年金制度が存在しないことと捉えており、今後国民の幅広い政治参加や、議員を志す新たな人材確保の意味からも、厚生年金の加入について引き続き要望したいというものです。よろしくお願いを申し上げます。
以上で議長の諸般報告を終わります。

日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問に重複する質問は控えて下さるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。
質問のある方は挙手願います。はい、4番 石井君

4番 石井清人 4番 石井です。質問ではなくてお願いなんですけども、これから冬期除雪に入りますけども、一日市大通りと附帯した歩道は県道ですから県でやるわけですけども、歩道除雪の際には竜馬橋の歩道も併せてこまめにお願いしたいと思います。冬期間でも歩く方がおって雪があれば怖いというか、歩きにくいという話もありましたので、県の方で併せてお願いしたいと思います。

議長 三戸留吉 他にありませんか。はい、9番 菊地君

9番 菊地文人 2ページの「地域公共交通の広域再編に関する検討会」とありますけれども、名称が、「湖東地域公共」となってますけども、湖東地区といえば井川町も対象になるのかなと思ったんですけども、井川町が入っていない理由は何かあるのでしょうか。

総務課長 小野良幸 只今のご質問にお答えいたします。
井川町さんにおかれましても、県の方が呼びかけをいたしました。町の中を無料巡回バスが通っているということで、これへの参加を見送っております。ただし、今年度開催される研究会の方には、動向を見守りたいということで、研究会へは参加の予定でございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第5、議案第42号から、日程第16、議案第53号までの12議案について、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。議事日程については、配付している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
会議日程資料7ページをご覧ください。

議案第42号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について

所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、平成28年5月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

資料22ページ

議案第43号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、平成28年5月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

資料27ページ

議案第44号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、八郎潟町立幼稚園の保育料において、低所得のひとり親世帯等及び多子世帯の経済的負担の軽減を図るために規定を整備する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

資料 33 ページ

議案第 45 号 八郎潟町法定外公共用財産に関する条例の制定について

法定外公共用財産の機能管理、使用の許可の手続き及び当該許可に係る使用料の徴収に関する基準を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

資料 38 ページ

議案第 46 号 八郎潟町農業委員会委員定数条例の制定について

農業委員会法等を含む「農業協同組合等の一部を改正する等の法律が平成 27 年 9 月 4 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

資料 39 ページ

議案第 47 号 八郎潟町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例について

八郎潟町農業委員会委員定数条例の制定に伴い、本条例を廃止するものであります。

資料 40 ページ

議案第 48 号 八郎潟町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する条例を廃止する条例について

八郎潟町農業委員会委員定数条例の制定に伴い、本条例を廃止するものであります。

続きまして、補正予算関係についてご説明申し上げます。

議案第 49 号 平成 28 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 6 号）について

1 ページ、歳入歳出に、それぞれ 7, 010 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 30 億 3, 487 万 2 千円としております。

8・9 ページ、歳入の主なものは、民生費国庫負担金・児童福祉費負担金に、保育所運営費負担金 136 万 8 千円を追加しております。これは、入所児童数の増加に伴うものであります。

なお、民生費県負担金・児童福祉費負担金の保育所運営費負担金にも 68 万 4 千円を追加しております。

民生費国庫補助金・社会福祉費補助金の国民健康保険制度関係準備事業費補助金 64 万 2 千円の減額は、同補助金を国民健康保険特別会計の歳入として受け入れたためであります。

臨時福祉給付金給付事業費補助金 2, 100 万円及び臨時福祉給付金給付事務費補助金 207 万 6 千円の追加は、平成 26 年 4 月の消費税引き上げによる影響を緩和するための経済対策として、市町村民税の均等割が非課税の方などに対する給付金と、給付に伴う事務費に係るものであります。また、介護報酬改定等システム改修補助金 91 万 2 千円を追加しております。

10・11 ページ、民生費県補助金に、地域生活支援事業費県補助金 212 万 3 千円を追加しております。これは、重度訪問介護の利用促進などに伴うものであります。

農林水産業費県補助金に、担い手確保・経営強化支援事業費補助金 635 万円を追加しております。これは、意欲ある農業者の経営発展を促進するため、農業機械等の導入を支援するものであります。

指定寄附金のその他の指定寄附金 50 万円の追加は、町内 1 法人からの寄附金で、寄附をしていただいた法人の意向により町立図書館の図書購入費として使わせていただくものであります。

12・13 ページ、なお、繰越金の前年度繰越金には、3, 573 万円を追加しております。

次に歳出の主なものは、14・15 ページ、総務管理費・電子計算費・負担金補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に、118 万 3 千円を追加しております。これは、秋田県町村電算システム共同事業組合が介護保険業務のシステム改修などを実施するための負担金であります。また、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金 142 万 6 千円の追加は、中間サーバー・プラットフォームの運用及び調整に係る経費で、地方公共団体情報システム機構への負担金であります。

企画費のふるさと納税報償費に、97 万 9 千円を追加しております。これは、ふるさと納税制度に伴う寄附金額が当初見込み額を大幅に上回ることから、返礼品に係る経費を追加したものであります。

16・17 ページ、社会福祉費・社会福祉総務費に 2, 307 万 6 千円を追加しております。これは、平成 26 年 4 月の消費税引き上げによる影響を緩和するため、市町村

民税の均等割が非課税の方などに対する臨時福祉給付金事業に係るもので、負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金に2,100万円を、事務費分として賃金や役務費、委託料などをそれぞれ追加しております。なお、支給対象者の方へは、一人当たり1万5千円が給付されることとなります。

医療給付費の福祉医療費・県補助分に40万5千円、18・19ページの福祉医療費・町単独分に142万3千円を追加しております。これは、福祉医療費の増加に伴うものであります。

障害福祉費・償還金利子及び割引料の国庫支出金に係る償還金252万4千円の追加は、平成27年度国庫負担金の精算による返還金であります。

老人福祉費の介護保険特別会計繰出金に、458万7千円を追加しております。これは、介護保険特別会計における介護給付費などの増減に伴うものであります。

児童福祉費・児童措置費・委託料の保育所運営委託料に、273万5千円を追加しております。これは、入所児童数の増加に伴うもので、八郎潟保育園への委託料であります。

20・21ページ、保健衛生費・後期高齢者医療費・負担金補助及び交付金の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金に、478万6千円を追加しております。これは、平成27年度療養給付費などの実績額確定に伴うものであります。

清掃費・し尿処理費の八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金215万8千円の減額は、同組合が平成27年度繰越金を平成28年度予算に計上したことに伴う減額であります。

22・23ページ、農業費・農業振興費・負担金補助及び交付金の農地利用集積促進奨励金に、227万9千円を追加しております。これは、認定農業者が八郎潟町及び大潟村の農地を所有権移転した場合、または5年以上の利用権を設定した場合に、10アール当たり1万円の奨励金を交付するもので、申請予定者の増加に伴い追加したものであります。

担い手農家育成対策費の担い手確保・経営強化支援事業費負担金に、635万円を追加しております。これは、意欲ある農業者の経営発展を促進するため、農業機械等の導入を支援するもので、1法人に対し町を経由して補助されるものであります。

農地費の基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金に、1,480万円を追加しております。これは、県営八郎潟1期地区基幹水利施設ストックマネジメント事業として実施する真坂高架槽の製作と据付、真坂揚水機の製作に伴う負担金で、事業費の10%を町が負担するものであります。

土地改良施設管理費・工事請負費の塞ノ神公園トイレ洋式便器取替工事に、66万8千円を追加しております。これは、公園内のトイレ3基分を洋式トイレに取り替えるためのものであります。また、塞ノ神公園道路舗装工事116万7千円の追加は、砂利敷きの園路について、車椅子利用者の通行を考慮し、幅1.2メートル、延長124メートルを舗装整備するものであります。

住宅費・住宅管理費・需用費の修繕料に、222万2千円を追加しております。これは、現在、空き家となっている町営川崎住宅3棟分の修繕料のほか、今後の町営住宅の修繕を見込み追加したものであります。工事請負費の町営住宅改修工事268万6千円の追加は、町営川崎住宅及び町営まちなか中央住宅の改修工事について、今後の変更契約を見込んで追加したものであります。

24・25ページ、公共下水道費の公共下水道事業特別会計繰出金460万円の減額は、同会計内での財源振替に伴うものであります。

なお、各項目に計上されている人件費については、28ページの給与費明細書に記載しております。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

次に、

議案第50号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

29ページ、歳入歳出に、それぞれ1,509万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,748万9千円としております。

34・35ページ、歳入には、国庫補助金・システム開発費等補助金に、制度関係準備事業費補助金64万2千円を追加しております。これは、国民健康保険業務のシステム改修に係る補助金であります。

また、前年度繰越金に1,445万円を追加しております。

36・37ページ、歳出の主なものは、総務管理費・一般管理費の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に、64万3千円を追加しております。これは、歳入でもご

説明いたしました国民健康保険業務のシステム改修に伴うものであります。

また、保険給付費に不足が見込まれることから、高額療養費の一般被保険者高額療養費に1,353万4千円、退職被保険者高額療養費に49万4千円をそれぞれ追加しております。

出産育児諸費の出産育児一金42万円の追加は、出産予定者1名分を見込んだものであります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第51号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

39ページ、歳入歳出に、それぞれ94万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,682万8千円としております。

42・43ページ、歳入は、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料を121万円減額し、普通徴収保険料を269万3千円増額しております。また、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を97万8千円減額し、前年度繰越金を43万9千円増額しております。

44・45ページ、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金に50万5千円を追加しております。これは、県後期高齢者医療広域連合への納付金の確定と、今後の保険料を見込み追加したしたものであります。

また、諸支出金の一般会計繰出金43万9千円の追加は、平成27年度の実績に伴う精算分であります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第52号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

47ページ、歳入歳出に、それぞれ122万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,913万5千円としております。

52・53ページ、歳入は、一般会計繰入金を460万円減額し、下水道整備事業債の建設利息償還債に460万円を追加しております。また、繰越金の前年度繰越金に122万5千円を追加しております。

54・55ページ、歳出の下水道維持管理費の消費税及び地方消費税122万5千円の追加は、平成27年の消費税確定申告に伴うものであります。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第53号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

57ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ3,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,678万4千円としております。

この度の補正は、給付費の伸びが著しい事から、予算不足が見込まれるため、追加補正するものであります。

60・61ページ、歳入は、国庫負担金の介護給付費負担金に648万5千円を、国庫補助金の調整交付金に293万6千円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に1,027万6千円を、県負担金の介護給付費負担金に544万2千円を、一般会計繰入金の介護給付費繰入金に458万7千円を、62・63ページ、繰越金の前年度繰越金に697万4千円をそれぞれ追加しております。

64・65ページ、歳出の主なものは、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費に658万円を、施設介護サービス給付費に857万円を、居宅介護サービス計画給付費に600万円を、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費に296万円を、66・67ページ、高額介護サービス費に300万円を、特定入所者介護サービス費に853万円をそれぞれ追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉

これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第5、議案第42号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉

質疑なしと認めます。議案第42号についての質疑を終わります。

次に、日程第6、議案第43号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第44号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する
条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第44号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第45号 八郎潟町法定外公共用財産に関する条例の制定につ
いて、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 4点ばかり聞きたいと思います。読んでも解らないので説明をお願いします。
まず1点目、この法定外公共用財産、これを制定するにあたって、何か法律の関係、
あるいは政令等の関係で基準となるものがあつたのかどうか。
2点目は、例えば3条とかどういう風な物が対象になっていくかということあります
けども、3条の4項のところですけども、ここで対象になるもの具体的に羅列してあり
ます。この関係で考えようによって、例えば昔池であつたとか河川敷であつたとか色々
あると思いますけども、そういう風な過去のものも対象になるものか、全くこれからの
新規のものを考えて制定しているものか。
それから3点目、更新の関係あります。許可を得て更新していかなければならないわ
けですけども、30日前とかありますが、この更新を万が一、よく昔そういうのあつた
ように思いますけども、手続きをしない、あるいは相続の関係で曖昧になる、あるいは
また他の町村に移転する、そういう風なことがあつたりして曖昧になっていく、こうい
う風な場合はどういう風になるのか。
それからもう4点目、1番最後の所に附則があります。ここでは4月1日から施行す
るということになってますけども、ただし3条、4条あるいは18条の規定は、公布の
日から施行するという風なことがありますので、これは何か意図するものがあると思
いますけれども、一緒に施行日からはならない理由、いわゆる4月1日ですから公布はそ
の前にしてると思いますけれども、この間があるわけですけども、その間を敢えてとら
なければならなかった理由、これらについてちょっと今ここでわかればご説明願います。
その他色々ありますけれども、委員会の方でお願いしたいと思います。

議長 三戸留吉 いま4つばかり質問あつたようですけども、1つずつ、総務課長。

総務課長 小野良幸 只今のご質問にお答えいたします。
第1点目、制定にあつての法律的な基準はあるのか、ということですけども、以前
全員協議会の中でお配りいたしました資料にも書いておりましたが、法定外公共用財産
を町に譲渡受けた際に、条例を必ずしも作らなくていいよということでの文書が国から
ございました。しかしながら他の自治体では管理条例をほとんど作っております。
全員協議会の際に条例を策定しなかつた理由は、ということのご質問ございました
けれども、その当時3つの理由から条例を策定しておりませんでした。その内容につ
いては後ろの方に書いてございましたけれども、その事により管理するための根拠となる
ものが、既存の町の普通財産や行政財産を示している町の財務規則なんですけども、そ
れのどの部分を根拠に使用を許可するといったものが、きちんとされておられません。
ということで、ちゃんとした根拠となるものを作成する理由があるということでの今
回の条例となつたわけでございます。
ちなみに県の方でも管理条例はございますし、県内調べてみますと、条例ないのが本
町と井川町、大潟村の3町村でございます。
2つ目、対象となる事項が羅列されている、池とか河川敷とかについてでございます
が、過去のものについて対象にしていくのか、それともこれから新しいものだけにつ
いて対象としていくのかということなんですけども、その法定外公共物につきましては、
現在、機能がちゃんとされている水路、農道でございます。そこについては将来とも、
水路については、雨が降った場合に田畑を守る水路でございます。農道につきましても、
それらを管理するための車両等の運搬に供されるものと思っております。
そこについて手続きがされていないものについて規定していくということございま
す。前の資料でQ&Aということを出させていただいておりましたが、実際に相当以前
に、だぶん100年以上も前から使われているところもございます。自分の土地にいく
ために、そういった水路・農道を通らざるを得ないとか、下水管とか実際入っていると

ころも、多分無数にあると思います。町の方ではそれらを全部一括にして管理把握しているわけでもございません。それを今後調べるという行政の費用等をかけるべきものだとも思っておりません。昔のものについて、全然問題がないものについては、そのまま使用していただくということの考えでございます。

それから問題となっているところ、新たに使いたいと思っているところについて、この条例をもとにきちんとした形で進めていきたいと思っております。

3番目、更新手続きのことでございます。相続とか転出した場合、曖昧になってくるのでは、ということなんです、町の方で3年ないし5年といった期間を定めて許可をいたします。町の方にそういった書類が残りますので、異動した場合でも異動先わかりますのでそういった手続き、それから相続についても相続を受けた方について同じくやっていきたいと思っております。

4番目、附則第3条、4条、18条を施行日からとすることの意図でございますが、4月1日からの施行できちんとしたものにするために、現在、町が把握している諸問題の事例に際して、この3条、許可を要する行為、4条、許可申請の手続き、18条、協議による境界の確定、これを施行日から進めながら4月1日の施行日にはきちんとした形で進めたいということがございます。

今後、我々が知らない物件もございまして、その際は関係者等に呼びかけをして、そういった事例がないかどうか調べたいと思っております。そういった新たに発見できた方につきましては、4月1日からの施行、それ以前にわかった場合は、3条、4条、18条の但し書きを適用いたしまして調査をし、また境界につきましても、曖昧になっておりますので、それらについて協議を進めていくとの意図がございます。

11番 近藤美喜雄 ご説明いただきありがとうございます。1番最初の関係に関連してはありますが、19条に過料があります。これは行政上の義務違反に対する過料になるわけですが、その場合の制定、例えば5万円、5倍とかあるわけですが、その過料についての規制みたいなものは全くなくて、町が独自にできるものかどうか。

総務課長 小野良幸 制限規定を設けなくても町が独自にできるかということについては、19条を外した場合に記述した、法定外公共用財産の管理ができるかどうかということのご質問でしょうか。

11番 近藤美喜雄 はい、それを町が自由に5万円だ、10万円だと自由にできるものか、そこら辺の範囲とかあるものか。

総務課長 小野良幸 以前、お配りした解説版にも書いておりましたけれども、地方自治法14条第3項の方に、「普通地方公共団体は、法令に特別な定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反したものに対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五百万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」ということからきております。

議長 三戸留吉 はい、他に、5番 加藤君

5番 加藤千代美 いま総務課長から説明がありましたけれども、既得権が発生するということがあります。先程話していたけれども、長年所有していれば既得権があつて認められる、そういうものについてはやらないということであつたけれども、これについては、農地法の関係と、その他の耕地の解釈の関係では違うので、そこをはっきり説明しないと、既に既得権を主張している人がおるので、その辺をわきまえて説明してほしいと思います。以上、要望です。

総務課長 小野良幸 既得権ということでございますが、今回条例で対象となる所につきましては、既に水路・農地として機能している部分について、国から譲渡を受けたものでございます。なので以前から使っていたので自分のものだよ、ということではなくて、既に機能しているものについては、既得権が生じてきません。私が始めに説明したものについては、下水道とか、もう地下に埋まっていて、町として水路・農道に支障のない部分についてであります。現在の物件の上に、例えば物があつたりといった場合は、農道については車両の運行に支障が出てきます。そういった場合に迷惑をかけないことが第1条件となってきます。民法上におきましても、そういった法定外公共物移譲になったもの、町が必要だと認めているものでございまして、それについての既得権は発生してきません

ので、ご了承ください。

議長 三戸留吉 他に、はい、4番 石井君

4番 石井清人 37ページの部分なんですけども、従前の普通財産の貸付は、財務規則の中でやりますけども、今回、法定外公共物は、この条例を制定して、この条例をもって貸し付けるということなんで、その意図はわかります。37ページに敷地の貸付単価出てますが、この部分は財務規則の普通財産貸付の単価基準とは違うんですね。それで下から3段の90円、90円、80円の根拠のところ、どうやってできたものか、財務規則の普通財産の貸付、固定資産の評価の何%という部分とちょっと違うんですけども、この考え方出てきた背景をちょっと説明してください。

総務課長 小野良幸 法定外公共用財産につきましては、その分類上、行政財産でもないし普通財産でもないという位置付け、公有財産にはなっておりますが、仮に普通財産に分類したといたしましても、田、畑を守る土地でございます。普通財産だとすると、その土地の例えば地価等を参考にしながら決まっていくわけでございますが、町内の至る所に農地がございます。それをそのまま普通財産に準じてその土地の近傍土地の基準を適用させるとなると、同じように農地、米とか畑している土地ですので、非常に色んな土地の価格が出てくるかと思えます。

今回参考にした価格につきましては、秋田県の公共用財産の条例の単価でございます。ただし先程の工作物のあるものないもの90円80円ですが、ここについては県の条例の額ではなくて大館市の額を参考にしております。

単価につきましては、他の自治体の額を参考にしておりましたが、その上の養魚場、それから物干し場又は物置場等が80円90円になっておりまして、目的に応じて違った単価を適用させるのも如何なものかな、という感じでの大館市の額を採用しております。以上です。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第45号についての質疑を終わります。次に、日程第9、議案第46号 八郎潟町農業委員会委員定数条例の制定について、質疑をおこないます。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第46号についての質疑を終わります。次に、日程第10、議案第47号 八郎潟町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例について、質疑をおこないます。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。次に、日程第11、議案第48号 八郎潟町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する条例を廃止する条例について、質疑をおこないます。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。次に、日程第12、議案第49号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、質疑をおこないます。質疑ありませんか。はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 1つだけお願いしたいと思います。23ページ、農業費、1番上段のところに、農地利用集積促進奨励金が載ってますけども、このことというよりも、全体的なことですが、いわゆる流動化の耕作がいま勧められておりますけれども、もしできれば毎年度の計画そして実績、特に大潟村の関係で増反地分との関係と起耕地の分と、そういう風な表を、今なければ後で、議会終わるまでに委員会の方に、参考のためにお願いします。

産業課長 加藤貞憲 今の近藤議員の要望ですけども、集積の関係ですけども、何年間分必要ですか。

11番 近藤美喜雄 3年分お願いします。

産業課長 加藤貞憲 はい、わかりました。

議長 三戸留吉 はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第49号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第50号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正
予算(第2号)について、質疑おこないます。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第50号についての質疑を終わります。
次に、日程第14、議案第51号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第1号)について、質疑おこないます。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第51号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、議案第52号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補
正予算(第1号)について、質疑おこないます。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第52号についての質疑を終わります。
次に、日程第16、議案第53号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算
(第3号)について、質疑おこないます。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第53号についての質疑を終わります。
次に、日程第17、請願・陳情についてを上程いたします。お手元に配付しておりま
す請願・陳情は、陳情6件であります。
提出された議案並びに請願・陳情について、皆さまにお配りしました議案等付託表及
び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございま
せんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会
室を報告させます。

事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室でお願いします。
教育民生常任委員会は第2委員会室でよろしくお願いします。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日14日水曜日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。

(午前11時20分)

平成28年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 平成28年12月14日(水)

議長 三戸留吉 おはようございます。只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問に入ります。最初に6番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6番 柳田裕平 おはようございます。柳田裕平でございます。私は今回、1項目だけでございます。八郎潟小中学校のいじめについて、ということで質問をさせていただきます。
なお、いじめについては、この後何名かの方も質問するようでございますので、私は私の考え方で質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。
私は、いじめは軽微とか多いとか少ないとかではなく、いじめを無くすることが前提であると考えております。

この10月に、「小学校いじめ大幅増976件」という魁の新聞報道がありました。文科省の問題行動調査によれば、秋田県内の国公立小学校が2015年度に把握したいじめは、前年度の2倍近い976件(444件増)、中学校は514件(148件)に上がることが分かり、国公立中学校・公立高校もそれぞれ増加、小中高全体の千人当たりの認知件数は8年ぶり、全国平均を上回ったとあります。

その中で、県教育庁義務教育課は「2015年度は文科省の指導で軽微な事実も報告意識が高まり件数が増えたと思われる」ともありました。

具体的な例であります。先の11月でありましたが、考えさせられる「いじめ」に関する2つの報道がありました。1つは11月16日の報道で「ばい菌抜いつらかった」という見出しの記事でございます。東電福島原発事故で福島市から横浜市に自主避難した中学1年生男子が、避難した小学2年の時からいじめに遭っていて、小学6年の時に書いた手記を公表した内容でございます。

この件は何度も報道されましたので、その内容については皆さんもご承知のことでしょう。政府も大変問題であると受け止めて、文科省が横浜市に再発防止を指導したとありました。

もう一つは、11月20日の報道で「いじめ根絶の一步に」という見出しの記事でございます。中学1年の6月からアプリラインで悪口を言われるなどの嫌がらせを受け、遺書に「もう耐えられない」と記して8月の始業式の翌日に列車に飛び込んで自殺した、青森市立中学2年の女生徒に関する内容でございます。この生徒の生前の姿を捉え、コンテストで黒石市長賞を受賞した写真が10月19日黒石市の祭りの会場で展示され、女生徒の父親は「命を懸けて、いじめを無くして、と訴えた娘の願いを受け取ってほしい」と話して、再発防止を願い女生徒の実名と写真を公表した内容でした。

この件の経緯は、写真は生徒が亡くなる10日前に黒石市の祭りで踊りを披露する姿を撮影して、最高賞である市長賞を贈ることが内定しましたが、市長らが「賞の趣旨になじまない」と授与を撤回、市に抗議が殺到し、市長は遺族に謝罪し、撮影者は受賞を辞退し、市は遺族に賞を授与したというのが経緯です。

私は、横浜市の男子中学生の手記や黒石市の女子中学生の遺書が無にならないように、本町としても、保護者・学校・教育委員会・行政などの連携を強化して、より一層いじめ根絶に取り組んでいかなければならないと改めて考えさせられました。そのためには、まず町民がいじめの実情を知り教育に関心を持つことも必要ではないでしょうか。

ということで、4項目について質問いたします。

1. 先程の報告された2015年度の県内でのいじめの中で、八郎潟小・中学校でのいじめ件数と、いじめによる不登校者数をできる範囲でお答え願います。また、2016年度の現在までの状況は、比較してどうでしょうか。

2. いじめが判明した場合は、学校と教育委員会はどのように対応することになっているのか、またその対応マニュアルがあるのでしょうか、お答え願います。

3. いじめの防止には、学校と家庭での道徳教育の重要性を強調する考えもありませんが、この点で、学校あるいは教育委員会はどのように考えているのでしょうか。

4. 質問にあった横浜市のいじめ取材で、両親は事態を1年以上放置した小学校や市

教委の対応に「すべてが遅い、訴えを聞いてもらえず不信感ばかり募った」と怒りをぶつけたとありました。この事例に関しては、学校と教育委員会对応のまずさが問題を大きくしたように報道されていましたが、お答えできるのであれば教育長の感想をお伺いいたします。

また本町では、いじめに対して、学校と教育委員会の連携も含めてどのような対策を考えているのかお答え願います。

以上の4項目です。よろしくお願いいたします。

教育長 江島廣

おはようございます。柳田議員のご質問にお答えします。

1つ目の小中学校のいじめの件数と推移についてですが、平成28年3月31日現在、つまり27年度分ですけれども、小学校で5件、内容は「冷やかし」、中学校で3件、内容は「冷やかし」となっております。いじめによる不登校者はありません。また、28年4月以降は、小学校では今のところ報告ありません。中学校で3件となっております。

27年度からいじめの認知、内容について、文科省からの指示もあり、カウントの仕方が変わっております。集団の中で人間関係のトラブルから苦痛を感じたり、いやな思いをしたりするなどの事案もすべてカウントされる内容となっており、新聞報道での集計結果は以前よりいじめ件数が増えている現状となっております。

2つ目の、いじめ判明後の対応マニュアルについてですが、学校では、校長をキャップにした「いじめ対策委員会」が組織されております。担任教師だけの対応にならないように当教育委員会から示してある「事故発生時の救急及び緊急連絡体制」に準じて、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任がそれぞれ役割分担し、対応に当たります。

3つ目の道徳教育についてどのように考えているかについてですが、道徳は30年度から教科化されます。善悪の分別などの価値観を養う時間には有効と考えます。ただ、道徳教育は、教科指導だけではなく、全領域で学ぶべきものであります。特に地域の方々との触れ合いから、道徳という価値観を学ぶ有効な手段と考えており、地域連携に努めておるところです。

当然、家庭教育も大変重要であります。親の都合で子どもを放任し、しっかりした世話のできない保護者も存在します。保護者からのご協力も大切であり、学校と家庭での役割について、保護者にもご理解を願うことが肝要と考えます。

4つ目の本町のいじめ対策についてですが、始めにご質問にある横浜市の事例に関しての感想ですが、事案に対する初期対応のまずさが、大きな問題を引き起こしてしまったものと思います。学校の意識の薄さと報告・連絡・相談という委員会との連携も機能しなかった結果だと思っております。

町のすべての児童生徒が安心して生活できるよう、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るため、平成26年4月に八郎潟町いじめ防止基本方針、八郎潟小学校いじめ防止基本方針、八郎潟中学校いじめ防止基本方針を定めております。

それぞれの学校では、基本方針に基づいて、いじめ防止に努めており、すみやかに解消されておりますが、保護者の対応に課題がある場合などは、保護者面談に教育長も出席します。

6番 柳田裕平

一つだけ聞き逃したかも知れませんが、マニュアルというのを質問したのですが、有るのか無いのか。

教育長 江島廣

マニュアルは、いまお話ししたように、いじめ調査というのは年何回か行われます。それに基づいて、いま言ったように、いじめ対策委員会がありますので、それぞれの役割を分担して、子どもの指導と課外の指導、両方行います。その結果、保護者の方にも関わりがある場合は、保護者の方へのお願い等々あります。ただ学校として対応しきれない部分あります。そういう時には私どもも関わって、そういうマニュアルがあります。マニュアルそのものは、いじめ防止対策基本方針の中に全て網羅されております。そのようにして進めて行くという基本方針があります。付け加えていうならば、重大な事故発生になった場合には、第三者委員会をすぐ開いて調査にあたるということは、総合協議会の中でも確認しております。

6番 柳田裕平

本町においては、今まで重大ないじめは無かったように認識しておりますが、今後の可能性については私は否定できないと思います。そこでプライバシーの保護にも配慮した上での条件付きですが、いじめを受けている子どもが、1番身近にいる家族、友人、学校にすぐ相談できる、あるいは周囲で子どもの変化を感じ取ったら、早急な連携体制

をとるなど、家庭と友人と学校と教育委員会のチームワークで、子どもを守る体制づくりも必要ではないかなと私は考えております。

そこで先程の答弁について、ちょっと質問をさせていただきますが、マニュアルとまではいかないけれども、そういう体制はできていると伺いましたが、恐らく先生方の対応能力というのは個人差があると思うので、もう少ししっかりした体制のマニュアルと私はいうのですが、そういうものがあってもいいんじゃないかなというふうに感じます。それから学校と教育委員会だけのそういう取り組み体制ではなくて、できれば保護者、学校、教育委員会、あるいは警察、町民とか、共有する総合マニュアルとか考えたらどうかと思っております。その点、ちょっとお考えを。

それから2つ目、道徳教育については、石井浩郎さんが前に言うておったんですが、「小中学校では学力が最終目的ではないので、社会で活躍できる、変化にも対応できる人材を作ることが最終目的であります」と言うておりました。私も同感でございます。社会で活躍できる、変化にも対応できる人材育成については、教育長はどのように考えているのかその2点ちょっとお話ししたいと思っております。

教育長 江島廣

始めの総合的なマニュアルというものなんですけども、今のところ本町の小中学校では、私からみて学校の対応というのは非常に上手くいっていると思います。教師に個人差があるという伺いですが、確かに個人差はあると思います。ですので個人対応になっておりません。全て組織であたるということで、一人で抱え込まないことです。周りの子どもさんからの情報を聞くとか、そういうのが、いじめ調査に全て含まれております。個人のいじめを受けたかどうかと、見たか、感じたか、周りの子どもさんですね、そういうものの情報全て入りました。ですので手分けをして、それぞれから、加害の子どもさん、被害を受けた子どもさん、実際に見た子どもさん、全てについて先生方が役割分担して情報を収集して、その結果指導する部分と、ある程度の強いものであれば、保護者を交えてとか、そこは上手く現在の所機能しております。

先程申し上げましたように、それは飛び越えてですね、重大なものがあった場合には、違う組織で町としてあたるということをとっています。

それから道徳教育についても、社会的な活躍できる人材ということですが、基本的な私の考えは、総合計画の中でも話しましたが、郷土愛ということで、ふるさと教育、併せて中学校の方でキャリア教育をいうことで町の伝統文化をしっかりと教え、よく分かり体験すること、それから地域の方々と一生懸命交わって色々な知識を得る、これが基本であります。

アクティブラーニングといいますけども、そういうものに自分から進んで取り組んでいくという姿、これつまりは今の成長してからの社会進出といいますか、グローバルなところもありますけど、そういう風なものに繋がって行くだろうと思っております。

ですので全体的には中学校3年の段階で、まず自分自身これで行こうと、何でもできるように取り組む、そこを目指しておまして、地域の方々の助けを借りながら自分を高めていく、そういう形で子どもたちには成長をうながせるようなことを、小中学校の校長先生にはお願いしております。

6番 柳田裕平

このいじめに関しては、軽微ないじめから重大ないじめに、ということが結構多いようでございますので、この点も踏まえて町として、今後いじめ絶滅に向けて一生懸命取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人

9番 菊地文人でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回は、表題が4つになっておりますし、一問一答の方式で質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それではまず始めに、表題の1つ目でございますけれども、地域通貨券等の活用について、ということで質問をさせていただきます。

昨日の行政報告の中にも少しありましたけれども、シニア活躍支援組織設立準備室では、商工会や商店街振興会などを通して、一日市商店街空き店舗活用の意見交換会を数回開催しております。その中で商店街の再生を重視する理由として、生活利便性の確保と買い物弱者対策が挙げられ、行政と連携しながら魅力的な商店街を創っていくという中に、地域通貨券等の活用による地元事業者への誘導という文言がありました。以前に

も、ちょうど1年前12月の定例会の一般質問の中で地域通貨券の導入を勧めた経緯がありますので、もう一度お尋ねいたします。

まず地域通貨とは、ある特定の地域や団体が、円に代わる通貨として独自に発行し流通させているものであります。地域通貨の明確な定義はありませんが、法定通貨でもありません。近年、WAONまたSuicaなどといった電子マネーがあると思いますが、これらは利用できる地域が幅広いため、地域通貨には該当しないということです。

日本には、600を超える地域通貨が存在すると言われていますが、その目的や運営形態は様々であります。大きく分けると2つになり、1つは商店街活性化などの地域経済活性化です。もう1つは、街の清掃活動や介護支援など、特定の地域やコミュニティにおける非経済的な活動の活性化となります。ただし両方の目的がある地域通貨も多く存在しております。また獲得方法も種類があり、現金での購入の他、ボランティア活動やエコ活動などの行為の対価として入手できるものなどもあります。

また同様に、使用方法としては、特定の事業者の商品購入やサービス利用に際して、その代金への充当や対価として使用できます。

メリットとしては、地元に住む方々の消費が地域外に流出しにくくなる点がありますが、デメリットとしてはその逆で、地域以外から消費者を呼び込みにくくなる点が指摘されています。

このような事を踏まえ、町が思い描く地域通貨券の活用とはどのようなお考えがあるのかお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 菊地議員のご質問に、お答えいたします。

地域通貨券については、現在、シニア活躍支援組織設立準備委員会で検討している案件であります。NPOを設立し、運営段階でのボランティアへの報酬について通貨券での対応を考えております。このことにつきましては、メリットは有り、デメリットは現在の消費動向から推し量るならば少ないと考えられます。受け取る方により、現金との選択は必要と思いますが、一步でも前進し「まちづくり」の参画に、意欲のわく仕組みが出来るようにしたいと考えております。

また、昨年12月議会で、議員から介護保険での地域通貨の導入についての質問を受けておりました。介護支援における軽介護や家事援助などの在宅福祉サービスに対する謝礼金としての活用も考えられ、総合事業の取り組みの中で検討したい、と答弁しておりましたが、現段階での導入は困難と考えております。

原則的には、報酬や賃金等の労働の対価としての地域通貨の活用は難しいものがありますが、ボランティアや一時的な土地借用などの謝礼的な支出においての地域通貨の活用について、検討して参りたいと思います。

魅力があり、将来性がある新しい事業を進める際には、我々行政だけでなく、住民の意欲や活動といった協力が必要であります。「地域通貨」を使ってどのような地域作りを目指すのか、様々なアイデアを得ながら、どのようにして地域住民の総意としての事業を進めるのかが、今後の課題と考えています。

9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございました。昨年ちょうど質問した中で、介護予防の支援総合事業、29年度、来年度から始まるということで、その中で作業に向けて取り掛かるという答弁が先程ありましたけれども、もう一度確認しますけれども、それは今回の地域通貨のものに関して、先程の介護予防の関係のものは、丸っきり別に考えるということでしょうか。

町長 畠山菊夫 答弁でも申しましたけれども、いま現在では困難だということでございます。

9番 菊地文人 困難ということですので、今後もしかしたら可能性があるということも視野に入れながら考えてもらえれば、という風に思っています。

もう1つですけれども、八郎潟町の商店会、ハッピーカード会があります。そちらと、いま準備室で取り掛かろうとしている地域通貨との関連性はどのようになっているでしょうか。

町長 畠山菊夫 今のところ、そういう勉強はしておりませんが、いずれ商工業者の整備に繋がることから、NPOを設立した段階で、そういうことも視野に入れながら考えていきたいなと思います。

9番 菊地文人 お隣の五城目町さん、Goつくんカード使用されておりますが、その辺の関連も難し

い対応を迫られるところでもあると思うんですが、ちらっとお隣の方で、その Go っくんカードと地域通貨みたいなものと組み合わせるような考えがあると、ちょっと伺いましたので、そちらの方も確認してもらえればと思います。

いずれにしろ商工会は一緒になってますけども、町村は一緒になっていない非常にややこしい関係になってますので、作業の方も確認しながらになりますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

昨年度はプレミアム商品券ということで、国からの消費喚起ということで、予算がおりていたようですけども、プレミアム商品券と、この通貨は違うものだと認識しております。プレミアム商品券の場合は色々と印刷代やら保管する場所であるとか、様々な経費が負担増になる可能性があるのかなと思ってます。

それに対して地域通貨は、一度印刷すれば、ボランティアの方とか商店の方と使い回しといえれば変な話ですけども、そういった形でやっているとしますので、地域通貨の方が十分メリットが多いのではと思ってます。

ちなみに、昔、商工会青年部の部長をやらせていただいた時に、ちょうど40周年の事業、記念式典とかありまして、その時は商店会の皆さんにお願いして、夜にナイトバザールという形で10時くらいまで店を開けていただいた経緯があります。その日いち日だけでしたけれども。その中で地域通貨ということで、発表させていただいた経緯があります。今から20年くらい前の話ですけども、そういった想いもありますので、ようやく日の目があたるのかなと思ってまして、この地域通貨について質問をさせていただいたところです。

昨日の行政報告の中にもありましたけども、NPOの方「Hachi LAB」という名前も決まりまして、いまこれから、商店街活性化に向けての期待をしている一人でありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは表題2つ目の質問に入らせていただきたいと思ひます。

運転免許自主返納について

高齢ドライバーによる事故が後を絶ちません。国や自治体は、運転免許の自主返納を促す取り組みを進めていますが、対策の強化を求める声は日に日に強くなっているようです。

今や75歳以上の世代が人口の1割以上を占め、その数は1,600万人をはるかに上回り、平均寿命は男女とも80歳を超えております。連日のようにマスコミから流れるニュースでは、高齢ドライバーの交通事故が発生するのも確率的に超高齢化社会だからと言われればその通りですが、時代のひとつの大きな現象であろうかと思ひます。

また近年、原付以上の運転者による交通事故件数は減少し続けているものの、65歳以上の高齢ドライバーが全体に占める割合は増加し続けているので、事故防止に向けた取り組みを急ぐ必要があります。

警察庁は、運転に不安を覚える高齢者に、運転免許証の返納を促していますが、2015年末現在、運転免許証を保有している65歳以上は、約1,710万人に上るのに対し、同年に自主返納した65歳以上は、約27万人に留まっているようです。

主な理由は、生活の足を失う事への懸念などが影響したとみられます。高齢ドライバーが自主返納しやすい環境整備が求められているので、事故を減らそうとバスやタクシーの割引特典などを付け返納するように促す自治体が増えていきます。解決すべき課題は多くありますが、本町でも「事故をおこしてからでは遅い」ということを念頭におきながら対策を講じるべきではないかと思ひますが、町当局はどのようなお考えがあるのかお伺ひいたします。

町長 畠山菊夫

高齢者ドライバーによる死亡事故は、報道機関が伝えているように県内外で増加傾向にあります。年齢を重ねる毎に瞬時の判断力などが衰え、重大事故を引き起こす恐れが高まります。75歳以上の運転免許保有者は、全国的に見ますと、約478万人に上り、昨年度比約30万人増えております。

現在、運転に自信がなくなった人に、運転免許証の自主返納を呼びかけておりますが、昨年の75歳以上の自主返納は約12万人で全体の43.4%で、10年前と比較すると約1.5倍となっております。このことから、高齢者層自身にも自主返納への理解が深まってきているものと思ひます。

しかし、公共交通が発達していない地域では、買い物や通院など「生活の足」が奪われることから、孤立させかねない状況であります。

秋田県警では、自主返納に向けた支援策を展開しています。県内全てのタクシー利用料金の10%割引や、「運転免許証自主返納高齢者支援サービス店」への加盟を事業所等へ呼びかけています。

本町にあっても、平成28年7月現在、38の事業所や商店が支援サービス店に加盟しており、料金割引やポイントサービスを実施しております。まずは、これら支援制度の内容を町民の皆さまに周知するところから始めて参ります。

また、本町においても、昨年度から五城目バスターミナルまで延伸した「デマンド型乗合タクシー」や、「シニア活躍支援組織設立準備委員会」で準備調整中であり「商店街の活性化」や「買い物弱者支援」に向けた取り組み、さらに南秋3町村の広域交通網の再編への取り組みが、日常的な買い物支援や生活支援につながると思っていますので、さらなる支援制度の拡大について検討を続けて参ります。

9番 菊地文人 答弁ありがとうございました。この質問も、たまたま1年前の12月定例会で出しまして、やはりこういう風に新聞等々でまた出てきたということで、また質問させていただいています。前回の答弁の時は、タクシーの路線の延長という風なもの、そして将来は広域で運行できるマイタウンバスについても助成制度含めて検討するという風な答弁でございます。いま五城目の方に延伸していくということですけども、もう少し停まれる場所を細かくするとかは、考えてないでしょうか。

町長 畠山菊夫 デマンド乗合タクシーの延伸の質問だと思いますけども、できるとすればどこなのか、ということですけども、買い物支援としましては、例えばジャスコとかアマノとかもあります。ただ、それが商店街の皆さんのことも考えますと、なかなか今の段階ではできない状態でございます。

9番 菊地文人 NPOの準備室の絡みもあると思いますので、商店街の方は商店街に停車してもらわなければいけないのかなという風に思っています。そのマイタウンバスがまだ先の話になると思いますので、やはり今あるデマンド型のシステムを、もう少し上手く活用しなければ、なかなか生活の足を奪われる方々は返納に向けて難しいところも、あるのではないかなと思いますので、デマンド型タクシーをもう少し考えなければいけないんじゃないかなと思っています。

それでまた、昨日の行政報告の中にもありました、地域公共交通対策研究会も含めた、将来に向けた交通体系の見直しもこれから重要になってくるのではないかなと思っています。新聞・テレビ等で1番懸念されているのは、私自身懸念しているのは、子どもたちが通学の時間帯に事故に遭うというのが1番痛ましいのかなと思っていますので、対策として例えば一時的に学校内を少し進入禁止にするとか、そういった対策も考えていかなければいけないかなと思っていますけども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 学校の玄関から入ることは、ドライバーはないわけですけども、町の方でも小学校の通りはゾーン30ということで取り組んでおりますけれども、高齢者の免許証返納に関しては、今の地域を考えますと、例えば、買い物・レジャー・観光、お年寄りの皆さん非常に車使っている現状でございます。生活必需品だと思っております。全国の自治体では、公共の交通で利便性に取り組んでおりますけれども、1番の事故の例をみますと、高齢者の健康管理も大切なかなと思っています。ですからお年寄りの健康管理、これをもっと町の方でも勧めていかなければならないかなと思っています。

返納してくれれば1番良い話なんですけれども、強制もできない話ですので、その辺も考えていきたいと思っております。

9番 菊地文人 先程の通学路の話、お年寄りに限ったことでないんですけども、一応懸念としてあるということでお話ししました。今後様々な角度から色んな取り組みをしなければ、なかなか返納は難しいのかなと思います。

デマンド型の交通システムについては、うちの町は地方の小さな町ですので、非常に取り組みやすいのかなと思っていますので、どうかご検討よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、表題の3つ目の質問をさせていただきます。

図書館宅配貸し出しサービスを、ということで質問いたします。

近年、要介護状態などで図書館に来館することが困難な人などを対象に、図書館にある書籍類を宅配で貸し出すサービスが全国の各自治体で広がってきております。

事例をあげれば、東京都小平市の場合、市内在住の65歳以上の高齢者で要介護3以上の認定者が対象となっております。1回の貸出数は図書など10冊まで。利用するには登録が必要となりますが、ヘルパーの人などが代わりに必要書類を持参すれば登録は可能とのことで、証明書の確認を行って完了となります。

利用方法は電話やインターネットなどで行い、宅配日は原則毎月第2木曜日で、貸出期限は1ヶ月と長期間にわたっています。配達には各図書館に配置されたボランティアや市の職員が行っているそうです。

また、東京都調布市では、ハンディキャップサービスの一環として、宅配貸出サービスを2001年4月からスタートしております。対象者は、高齢者や要介護状態の人の他、出産前後やケガなどで一定期間来館できない人、市内の病院に長期入院中の人も対象となっています。

それから大分県では、絵本や育児書などの宅配貸出サービスが2007年から始まっているそうです。

そして、神奈川県茅ヶ崎市では、市立図書館が地元のケーブルテレビと提携して、高齢者や障害者の方を対象としたサービスを昨年開始しているとのことでした。

東京都小平市の話ですと、利用者数はまだまだ少ないが、じわりじわりと登録者数が増えてきているようで、来館が難しくなった方々からは、図書館に行かなくても自宅でお楽しみでうれしいと好評を得ているそうです。

本町の図書館にも、貸出サービスがあれば利用できる方々がたくさんいると思います。町当局ではどのような考えがあるかお尋ねいたします。

町長 島山菊夫

本町におきましては、病気等で来館できない方のために、本人の委任状を持参したうえで「図書館利用者カード」を作成し、本人以外の方への貸出についても対応しており、これまでに、4名の方の利用実績があります。

議員提唱の「図書館への来館が困難な方への宅配サービス」につきましては、県内における導入状況は、小坂町、湯沢市、能代市の3図書館で実施しております。

各図書館の利用状況は、湯沢市、能代市で各3名の登録。小坂町に至っては、登録者は今のところいないとのことでありました。

このようなことから、本町におきましては、先に申し上げました代理人による貸出サービスをPRし、来館できない方への利用促進に努めるとともに、病院や福祉施設などへの「移動図書館サービス」の検討も考えて参ります。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございます。4名の方が利用しているということでしたけれども、本来であれば図書館に来て、なるべく自宅から出て、はちパルにきていただいた方がよいと思いますけれども、先程話し出した、入院していた人とか、ケガで行けない人とか、妊婦さんとか、そういった人たちのために少しずつ浸透している状態だと思えます。本他にCDやカセットも貸してくれる図書館もあるということで、少しずつですが増えている状況だと思っております。移動に関しては、市の担当者とかやらなければいけないので、なかなか一概にはサービスとしていけないと思っておりますけれども、図書館の利用促進のためにこういったサービスがあるということですので伺ったわけですので。

これから移動図書館ということで検討していただくということですので、是非検討してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

図書館の関係の質問は、これで5回目くらいになっておりますけれども、自分の中で図書館シリーズと呼んでおります。平成27年3月にライブラリーオブザイヤーということ、そして平成27年12月大活字本の普及、平成28年3月雑誌スポンサー制度と書籍消毒器のこと、平成28年6月読書通帳の導入ということ、5回目ということになります。まだまだ図書館に関しては、日本全国各地いろんなサービスを行っている図書館があると思っておりますので、調べましてまた質問できる機会があれば質問していきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いいたします。

それでは表題4つ目の質問をさせていただきたいと思っております。

ジュニア救命士講習の開催を、ということで質問をいたします。

この講習事業は、心肺蘇生法の技術などを学びながら、命の大切さへの関心を高めてもらうのが狙いで、秋田県大館市で小学生を対象とした「ジュニア救命士」を育てる取り組みが始まり、注目を集めているようです。

具体的には、消防署と教育委員会が連携して講習会を開催し、救命士が講師となり、心臓マッサージの方法やAEDの使い方などを教えます。そして、講習を終えた児童には、「ジュニア救命士」と記された名刺サイズの認定証が発行される事業でもあります。

小学生児童に「命の教育」も必要不可欠と思っておりますが、町当局ではどのようなお考えがあるのかお伺いたします。

教育長 江島廣

菊地議員のご質問にお答えします。

小中学校では、保健学習の単元に救急処置という項目があります。授業では、主にけ

がや骨折等への対処の仕方なのですが、人工呼吸法、心臓マッサージの方法なども学びます。消防署員の方にゲストティーチャーとしてきていただいたり、ビデオ学習をしたりするなど、学習の仕方をいろいろと工夫をすることにより、子どもたちに興味関心をもたせて進めることが肝要であり、教師も楽しく学ばせることと、実践したことがどのように身についたかを検証しながら進めていると思います。

最近、ボールが胸部に当たって心臓が止まるなどの事故が発生し、AEDが大変有効であることが広く知られております。小学校高学年ころから何回かの講習を継続し、技術を磨いていくことも大切と考えます。小中学校で授業の中や授業以外の時間で「救命士講習」を実施できるかについては、学校の意見も聞きながら、今後対処していきたいと思っております。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございました。色々調べていくと、世界的に幼小の頃からそういった救命の講習を受けている自治体があるということで、びっくりしているんですけども、救急救命の対象は、小学生というよりは私たち大人の方が多いわけですけども、アメリカのワシントン州シアトルは、世界一の救命都市と言われているそうです。救命率が30%以上ということで、人口60万人くらいの約半数30万人ほどが救命講習の受講者ということらしいです。やはり小学生の頃から救命率に繋げるということで、早い段階から講習を受けさせてるようです。

因みに日本は、救命率はわずか5%未満でして、非常に低い数字となっております。バイスタンダーという言葉があるんですけども、急に具合が悪くなって倒れた場合、その場に居合わせた人が心肺蘇生法を実施した率ということで、非常にすばらしい都市だなと感心しております。

先日、小学校の40周年の発表会がありましたけども、その中で防災教育に向けた取り組みもされておりました。東日本大震災のあと、そういった減災とか防災教育に関しては非常に感心も高まっていると思っておりますけども、この心肺蘇生法を学ぶということは命に関係する非常に大事な教育かなと思っておりましたので、こういった質問をさせていただきました。

最近、歴代の会長さんがみえると、消防署に勤務されている方が多かったものですかから、何かPTAと連携して、子どもたちの命の問題に関係するものがあればなと思って、そういった意味もありまして、こういった質問をさせていただきましたので、よろしくご検討の程お願いしたいと思います。

これで私からの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。
次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美

5番 加藤です。私からは大きな点で1点であります。TPPについてであります。

今任期、最後の質問になります。私がこの任期中に一番気になったことは、自由主義経済におけるグローバル化という言葉と、その実態であります。自由主義経済においては、弱肉強食という話は誰でも知っている話であるが、弱い者が更にいじめられるということは、理解されていないと考えています。それが TPP 環太平洋経済連携協定であるような感じがいたします。

TPP を結ぼうとしている国は現在12カ国、仮にこの12カ国間で協定を結んだ時には、12カ国では関税が無くなり、自由に物が売買されることが可能になり、経済の買いが大きくなるというのが、今まで政府が言ってきたことであります。その事により国民所得が増え、経済が豊かになるということであります。

しかし、アメリカ大統領選挙でトランプ氏が勝利すると、世の中が何か変わったような気がします。トランプ氏は、グローバル経済よりも自分の国を守るという保護主義経済を目指していたからであります。ちなみにヨーロッパの国々もこれに同調するかのようには保護主義を目指す色彩が非常に強くなってきております。

その一つが、EU から離脱する等の意見が多くなってきたからのように見受けられます。EU からの離脱を叫んでいる国は、難民を受け入れないという観点で離脱を叫んでいるが、その理由をみると自分たちの経済圏が犯されるという観点であります。しかし日本では、本国会で TPP を結ぶ方向で事が進んでいます。これに対応するべく方向性も、国から大筋で示されていると思うが、我が町では TPP にどのように対応するのか検討されたのか、また町民にどのタイミングで説明していくのか、特に町の基幹産業である農業分野においては何を重点的に考えているのか、TPP の法案が施行された時には、何が町の経済活動に影響を与えるのか、検討しているのかいないのか、お伺いしたいと

思います。

既に、ある町では、海外に輸出すべきものについて研究しているところもあるやに聞いております。TPPの基本姿勢は、経済のグローバル化だと私はみています。だとすれば、町長はかねてより私に答弁いたしておる、農地集約農業は成り立たないのではないのでしょうか。なぜかという、広大な面積を持つアメリカ、オーストラリアなどにコスト面でかなわないと考えるからであります。

大潟村の第3次入植者の坂本進一郎さんがある対談で、TPPに参加すれば外国産の輸入米増は必須になると言っておられます。この言葉を裏付けるかのように、元農林水産省職員を経て国会議員になられた舟山康江議員は、土地利用型の穀物生産に関しては、どう考えても外国との様々な条件の違いの中で、競争力でどうという話はないと言っておられます。いわゆる日本農業の農地集約型、土地利用型では、外国に太刀打ちできないと考えているからであります。私はかねてより集落営農を目指すべきではないかと提言してきました。今まさに労働集約農業を目指し、土地面積あたりの労働比の比重の高い農業を比較的高い品質を保つために競争力を強化する、このことがTPPに参加したのちの町の産業のある姿ではないのでしょうか。

またTPPは、人の移動についても大きなうねりとなる可能性があります。我が町は平成37年には5,349人という推計をたてています。この人口減少が進む中で、今こそ優秀な人材を確保するためにも、定住・移住について隣の五城目町のように、島根県の海士町に2010年に移住し、存廃が議論されていた島唯一の高校の魅力を高め、町外からの生徒を集めようという町のプロジェクトに興味を抱き、町が高校と連携して立ち上げた公立塾スタッフとして参加、高校は生徒の半数が島外から集まるようになった。教育は人材育成が地域の活性化にどのように重要か実感したと語る、秋元悠史さんが町に移住することになりました。ことが起きてから対応するのではなく、事前に情報を把握し早く優秀な人材を国内からIターンUターンの形で定住・移住の促進を図ってはどうか。

経済のグローバル化を考えて、我が国では自由に、平成20年から減反に参加することなく米作りができると聞いておりますがどうでしょうか。また、平成20年から今まで10アールあたり7,500円の補助金が交付されていたが、無くなると聞いております。無くなった時に町では恐らく所得減になるであろう農家に対して、どのような営農指導を行っていくのか。更に2030年からは、畑作に対しても補助金がなくなると伺っています。これについてはどうでしょうか。

以上について、お伺いします。

- 議長 三戸留吉 加藤議員、一問一答で通告してるわけですが、いま項目4つ全部質問したんですが、一括して答弁していいですか。
- 5番 加藤千代美 はい、いいですよ。
- 町長 畠山菊夫 一括して答弁を行いますけども、最後のご質問でございますけれども、2030年なんでしょうか、平成30年度なんでしょうか。はっきりしてください。
- 5番 加藤千代美 2030年度から全ての補助金がなくなるということを伺ってます。
- 町長 畠山菊夫 2030年度で減反政策がなくなるということなんですか。
- 5番 加藤千代美 2030年からは全ての補助金がなくなるけれども、2018年からは7,500円の補助金がなくなる。米に対する補助金がなくなる。これ2つです。
- 町長 畠山菊夫 お答えいたします。1つ目の質問は、八郎潟町産業は、どんな影響を受けるのか、というだけの質問でございます。本町産業への影響については、現時点では判らない状況です。農業分野での秋田県の対策大綱では、米については備蓄米の運営方法の見直しにより、影響は無いとしています。安い輸入米が出回った場合に米価の下落が考えられるとして居ります。
- 野菜果樹については、現状に於いて関税率が低いことから影響は少ないとしています。関税の撤廃が成された場合に価格の下落が懸念されており、影響は大きいと考えられます。
- 2つ目の質問は、農地集約型農業と労働集約型農業とだけの質問でございます。米・大豆・麦といった、栽培に関する作業が農業機械で行われ、収益を出すためには

広い農地を必要とする土地利用型農業が、県内では主な経営体型でした。

労働集約型農業は、狭い農地を有効に活用し、高収益な野菜や果樹を栽培するため、設備や肥料、機械化できない部分に要する労働力が必要な農業です。営農に関しては、経営面積や資機材、労働力など、各農業者により違いがありますが、土地利用型と労働集約型の組み合わせにより、周年営農できる体制が望ましいと考えております。

次に、定住・移住についてだけのご質問でございますけれども、定年後に移住し農業を行い、限界集落等に活力を与えている方や、若い世代の方が野菜や果樹栽培などを行い未来農業について語る、テレビ番組を見る機会があります。

農業の発展において、担い手対策は大きな課題です。新規就農者対策は、TPPのみならず、日本農業の未来のためにも必要であり、町づくり計画に於いても移住者を取り込み、定住に繋がる施策を実施する予定であります。

4番目のご質問は、2030年度から減反廃止でいいんですね。

5番 加藤千代美 いや違います。2030年から全ての補助金がなくなる、減反も勿論なくなってるけれども。

町長 畠山菊夫 質問書には、2030年度から減反廃止と書かれてます。

5番 加藤千代美 それは議会事務局から問い合わせがあって、2018年です。

町長 畠山菊夫 じゃあ、そうじゃないですね。はい、わかりました。お答えします。

5番 加藤千代美 ちょっと待ってください。2018年から減反がなくなるというのはでてます。2030年からは全ての補助金がなくなります。

町長 畠山菊夫 そういう質問は出されていけませんので、それが本当かどうかわかりませんので、それについてはお答えはできません。

平成30年度からの減反廃止についてでいいですね。

5番 加藤千代美 私、2030年と書いた時にその言葉が間違っていたので、事務局から問い合わせがありました。それについては平成30年から減反がなくなる。それから私が聞いているのは、その他に西暦2030年からは畑作に対しても補助金がなくなる、この点。

町長 畠山菊夫 その数字が本当かどうかわかりませんので、それについては私はお答えできません。あとで調べて次の質問にしてください。

米の生産数量目標については、平成30年産米より国は提示せず、秋田県では県産米の需要動向や対応策について、需要に応じた米生産に係る専門部会を開催し検討して居ります。

農業者や集荷業者が需要の動向を見定め、それぞれの販売戦略に基づき生産量を判断できることとなりますが、米余りによる米価の下落を招くことの無いようにしなければなりません。

国は、生産数量目標配分・米の直接支払交付金を廃止しますが、水田活用の直接支払交付金、転作作物に対する補助金事業は継続されますので、減反いわゆる転作が廃止される事では有りません。

今後も、農業者にわかりやすい情報を提供したいと考えております。

付け加えますけれども、いま既にウルグアイラウンドでは、年間70万トン以上が輸入されております。うち主食用米が10万トンであります。TPPによりこれが最大17万8千トンまで増えるとされております。これはアメリカとオーストラリアが加わった場合でございます。

10アールあたり7,500円の主食米への交付金が2018年産米から廃止されます。国は10アールあたり最大、今の段階で105千円の手厚い交付金を支給し飼料用米への転作を促すと言ってます。確かに減反見直しの影響を見据えての措置ではありますけれども、これが本当に実現出来るかどうかは分かりません。そういうことでございます。

5番 加藤千代美 2番目の質問の中で、周年営農の話をしていただきました。農地集約型農業と土地集約農業というのは、これは労働のバランスが問題なんですけれども、今までは農地を集約していくという観点で主な答弁がなされてきております。周年営農をしていくためには、ど

のような組み合わせを行っていくのか、面積がどのくらい適当なものとなっているのか、それは検討しているのかいないのか、お答え願いたいと思います。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えしたいと思います。町では経営安定対策等の検討もありますし、農地の利用について水稲、それから大豆、野菜等についての組み合わせについても考えております。

今回、町長が答弁いたしました組み合わせについてですが、その方々によっては農地の面積も違いますし、例えば関東の方であれば、3反歩ほどの面積であっても年間を通して野菜を栽培いたしまして、本町の平均的な所得よりも高額な所得をあげている方々もいらっしゃいます。そのような部分もございしますが、本町は冬期間非常に低温なわけで、ハウス栽培におきましても寒冷地であるため二重三重のビニールの覆いが必要でありますし、暖房等が必要な部分もございします。この件に関しては、国・県の補助制度もございしますので、それも利用していただければと考えております。

いずれにいたしましても、野菜栽培をする場合には、米・大豆などと違いまして、労働力がかかなり必要となりますので、その分について、農家の皆さまには、面積的に無理をなさらない程度から始めていただきたいと思いますと考えております。以上です。

5番 加藤千代美 言ってることはわかるんですが、農地集約周年営農やった場合に、あなたが言ったように、労働の分配が非常に難しい。しかしこれを考えていく場合には、農家所得をどれくらいにするかといった設定目標がないと、今言った答弁がなつてこないと思うんですよ。確かに関西・関東においては、3反歩の面積の中で1千万もあげてる農家もあります。こっちは冬期間においては非常にコストが高くなるので不可能な面もある。そういったことを勘案した場合には、だいたい農家の所得目標をどの位にして、農地面積をどの位にして、労働集約をどの位にしてということを検討しているか、ということ聞いてるんです。

議長 三戸留吉 加藤議員、やはりもう少し要旨に詳しい内容を、どういうことを聞きたいか、それを。

5番 加藤千代美 それはね、私さっきから言ってるように、土地集約型でいくのか1品目に関して生産物を高価格で売り出すのか、そういう観点で話してるわけです。それはだから名目の中に書いてあって、そのためには面積がどのくらいで労働集約がどのくらいになるかということを検討しないと議論成り立たないわけです。

議長 三戸留吉 ただやはり要旨について、もう少し詳しくやればこういうことならないと思うんです。もう少し答弁ができると思いますが、やはりただ箇条書きにしてこういう風に書かれてもこれちょっと。

5番 加藤千代美 休憩だか。

議長 三戸留吉 休憩でないです。私、議長からのです。いずれこれからもやはり、今回の任期はこれで終わりなんです、そういう点を踏まえてこれから対応していただければありがたいと思います。
産業課長、答弁あったら。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問の中で、土地集約型という言葉がございましたが、私、土地集約型という言葉自体がわかりません。あくまでも、私先程お話ししましたけれども、米・麦・大豆等の土地利用型の農業と、労働集約型の農業というのは、先程お話ししたように、野菜とか果樹とか高収益なものを栽培する場合には、設備、それから肥料、それから機械化できない労働力を多数投入するものを、労働集約型と申しましたので、その点、たぶん加藤議員さんとちょっと、そこら辺のニュアンスが違ってると思いますけども、ご了承願いたいと思います。

5番 加藤千代美 定住・移住について、お伺いします。隣の五城目町は、定住・移住については、非常に特徴のある促進をしているように見受けられます。これについては、町として退職者云々と言ってるけれども、その実、もっと具体的なものはあるのでしょうか。

町長 畠山菊夫 五城目の方、勉強しておりませんので、ちょっとわかりませんので、お答えできません。

5番 加藤千代美 終わります。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、10番 伊藤敦朗君の一般質問を行います。

10番 伊藤敦朗 10番 伊藤敦朗でございます。1期4年目、最後の議会となりました。締めくくりということで、今まで質問した気になる点を、再度質問したいと思っておりますが、前回と重複する部分もあると思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず1つ目ですが、排水路についてであります。以前にも質問し、同僚議員の皆さまにも何度か質問しております。その結果として当局より流量に問題がある点が、数カ所提示されることになりました。集中豪雨の際に増水することは明らかになったわけですが、今までの回答では、最終的に馬場目川樋門を開くということで排水するという事でした。

しかし、樋門開閉がスムーズにいとて言えない状況があります。現に水が側溝を超えているという現状があります。そこで、その後の対策を検討していることと申しますので、その過程をお知らせ願ひたいと思ひます。

私としては、町全体の排水計画の再検討ということもあると思ひますが、これは大変な費用負担があると思ひますので、町有地などを利用した調整池、例えば、うたせ館の南側の春の清掃時の土砂集積所に使っているような場所をプール状にして、調整池とした使い方に建設することなどどうかと考えておりますけれども、よろしく回答お願ひします。

2つ目として、町出身者の文化人の顕彰についてであります。現在改善センターに掲示されている方々、この度は館岡誠二氏も加わりまして、大変よかったと感じております。しかしながら、以前にも申し上げましたとおり、現在掲示されている方々の他にも、近江谷栄次氏、彼は電気事業を興し、秋田県初の電灯を灯した人でもあります。また、土崎港の開港にも尽力し、またJRの土崎工場の誘致にも貢献しています。

秋田県立博物館の先覚記念館では、八郎潟町の出身の偉人として顕彰されています。また、米国精神病理学学会論文賞、いわゆる医学界ノーベル賞といわれるワイル賞を受賞している小柳清光氏などもいらっしゃいます。ぜひ「人・環境・文化 きらめく八郎潟」を基本理念としている、わが町の子どもたちが、今一番目に触れる機会が多いと思われる「はちパル」にスペースとして取れないかと質問したところでありましたが、十分なスペースとはいかないまでも、検討されると回答を得たところではあります。その後いかなる検討がなされているのか、結果をお知らせいただきたいと思います。

また「はちパル」二階の利用についても検討されたということが漏れ伝わっており、結果をお知らせいただければ幸いです。

3つ目ですが、町内会長における要望・提案関係の回答についてであります。

まず、町内会長会議の折に1回目の回答があり、できること、検討すること、権利の関係でできないことなどが回答されておりますが、できること、検討することの回答について、町内会長研修で再度進捗状況として報告されております。町内会長会議と研修時とは、半年間の期間があります。できるならば決定した時点で要望町内会長等に速やかに連絡をいただきたいと思ひます。

というのは町内全体として、または個人的に問題にしたり心配したりしているの、町内役員会や町内のチラシなどで進捗状況をお知らせすることが町民にとって非常にありがたいことだと思われま。また、町で対応してくれているという安心感もあると思ひます。

回答よろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫 伊藤敦朗議員のご質問にお答えします。

平成26年度に一日市・中嶋地区の7水系の幹線排水路の調査を実施しましたが、ほとんどの排水路について、馬場目川より水路底が低く、また水路自体の勾配や断面が不足しているという、結果が出ました。

7水系のうち、比較的、工事施工ヤードが確保できる、2水系については、詳細な調査、事業費の算出、財源の確保、一時的に流速や流量が増すことなる分水先の地域への影響や調整池の効果など検討して参りたいと思ひます。

いまご質問の中で、調整池について、うたせ館付近というお話もありましたけれども、実際は水路の近くでなければ効果がでないわけで、うたせ館近くだと効果があらわれなと思ひます。いずれ検討して参りたいと思ひます。

次に、秋田県文化功労者の顕彰につきましては、平成26年10月に受章された館岡誠二氏、昭和30年代、40年代に受章された畠山浩蔵氏、石田玲水氏、館岡栗山氏の4氏の経歴等について写真付きで現在、農村環境改善センターロビーに顕彰しております。

以前、質問があった際は、「はちパル内に十分なスペースとまではいかないまでも、その確保について検討する。」とお答えしておりますが、オープンから1年7ヶ月が経過して、実際の展示・掲示等の状況を見ますと各種イベント情報やポスター等が常時、掲示されていることなどから、かえって目立たなくなることも懸念されます。このようなことから、文化功労者の顕彰は、社会教育の拠点であり、公民館でもある農村環境改善センターにこれまで通り顕彰したいと考えております。

また、はちパル2階の利用につきましては、平成28年3月議会で「安全面を考慮して継続的な利用は考えていないが、芸術文化祭など、町の事業として実施するものについては、安全対策を講じながら、一時利用という形で活用していきたい。」とお答えしております。

しかしながら、これまでの館内の利用状況を見ると、例えばイベント時の控え室やヨガ教室などといった用途に需要があることも事実です。このようなことから、管理通路としての機能を確保しながら、扉の施錠方法と吹き抜け部分の安全を確保したうえで、可能であれば、現状のスペースのまま、未成年者の利用制限を設けるなどをして、利用する方向で検討していきたいと考えております。

次に、毎年4月に開催している町内会長会議において出された要望事項について、実施時期や方針などが明らかになった場合は、ご要望のとおり速やかに町内会長にお知らせするようにいたします。以上でございます。

10番 伊藤敦朗 ありがとうございます。文化人顕彰のことについては、改善センターということで、これからもそのかたちになっていくのだと思いますけれども、例えば何かイベントの際にだけでも一時移動して、文化祭の時とか、そういうかたちとれないかな、ということもちょっと考えますけれども、あと近江谷さんとか小柳さんとか、そういった、県でも偉人として顕彰している方を増やすという考え方はございませんか。その辺はいかがでしょう。

町長 畠山菊夫 その辺ちょっと対策講じたことありませんので、ちょっとこの後勉強してみます。

10番 伊藤敦朗 そうすれば、町内会長会議のことも速やかに連絡いただけるということですので、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、10番 伊藤敦朗君の一般質問を終わります。
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 日本共産党の北嶋賢子です。今期最後の一般質問となりました。この4年間は、私たちシニアは、子どもたちと関わりを持った4年間でもありました。

大きく2項目にしました。農産物は安全安心が第一、これが基本だと思います。イとして、TPPから食とくらし、いのちを守るために、と題しました。TPPについては、先程加藤議員さんから述べられましたけれども、これまでも何度も質問してこられて皆さんもTPPのことはご存じかと思えます。

私は仏様にオレンジとグレープフルーツをよく供えます。というのは、農薬がたっぷりかかっているために、いつまで置いても腐りません。先祖たちが、こんなもの食えるかと怒るかもしれませんが、オレンジ・グレープフルーツは仏様の優等生だと思っています。

スーパーの棚の上を見ますと、圧倒的に「遺伝子組み換えは入っていません」と強調されています。表示されていても、中には組み換えが入っている食品もあると、我が党の議員が国会で質問していました。農民連という組織があります。全国農民運動連合会、昔の農民組合でございます。この中に食品分析センターがあります。今年で20年になります。中国の餃子から始まって、割り箸の農薬などでは、今ではレストランや食堂でも塗り箸が多くなりました。輸入品や放射能汚染残留農薬など、フル回転で今活躍しております。

また青森県の友人は、平飼で千羽の鶏を飼っています。死んだ鶏をひらいてみたら、癌でいっぱいだったので、それ以来輸入資料はやめたと話してました。

うちの野菜は、子どもたちの口に入るから、完全無農薬です。アメリカでも自国の消

費は低農薬で作っています。輸出のみにハーベストをかけるのだそうです。アメリカのトランプさんでさえ、TPP 反対で票を獲得し、今また離脱を唱えています、この後日本と二国間になったら又何か言うてくるかと心配しています。

日本の自民党は TPP 反対で票をもらい、政権をとったら賛成にまわりごり押しに躍起でした。魁にも我が町出身の議員は、TPP に賛成したとの報道がありました。大企業の営利と国民の命、農薬まみれの野菜や果物を国民に与える政府は、重罪だと私は思いますがいかがでしょうか。これが、イ) でございます。

ロ) として堆肥工場の開設で有機農産物の拡大を

米は納品先から依頼された有機入り肥料を使用しています。畑は春にこれまで堆肥を分けてもらっていた所にいきましたら、町内が優先だと断られました。今まではこんなことはなかったんですけども、町内が優先だといって断られてしまいました。そして探して探して森岳から購入しました。後になって、その前の所から要らないかと連絡があったものですから、2トンダンプで運んでもらいました。

畑作物の出来不出来は、やっぱり土作りだと思います。そこで堆肥工場の開設で有機農産物の拡大を、ということで項目にあげました。

ハ) として、カメ虫対策として、放置された農地の回復を

側に放置された田んぼがあるために、128袋をピカセンというカメムシの被害米を選別する機械にかけてもらいました。米価が少し上がっても、LL 網で通しても二等米になったのでは、一年が徒労に終わってしまいます。行政として放置田を無くす努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

二) として、高岡地域の土地改良の進捗状況は

役員の中では、話が進んでいると思いますが、末端の部分でどのようなになっているのか、心配している人々がいます。もしわかりましたら、このことをお知らせ願いたいと思います。

大きな項目の2として、子どもたちの健やかな成長のために。

イ) 思いやりの心を育てるには

先程、柳田議員さんからも、いじめの問題がでました。これに関連してくると思いますので、私なりに質問をさせていただきます。

我が家にひとつの出来事がありました。93歳のおばあちゃんの肩を10歳のひ孫が揉んでいる、とても素敵な写真が手に入りました。スクープにしようと思ひまして「我が家は4世代」と題して、家族に内緒で魁社に送りました。私が留守の時に魁社から電話があり発覚してしまいました。そして孫が言うのです。「いじめの対象になったら嫌だからやめて欲しい」と孫に願われました。何度も言うものだから。良かれと思ってしたことだったのに、魁社にキャンセルの FAX を送りました。いじめの字句が胸に刺さったからでした。我が町にはそのようなことが無いと自負していただけにショックでした。

相手を思いやる心があれば、いじめは起こらないと思うし、時として大人の社会でも出る杭は打たれます。子どもたちのいじめ防止の対案としてどのような考えをお持ちでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

ロ) として、入学準備金の支給を

どの子どもにも行き届いた教育を、スタートラインはみんな一緒にと、かつて旧琴丘町の議員さんと各々同時にランドセルの貸与を質問した事がありました。結果、旧琴丘町は実現をし、当町は実現できませんでした。その後も提案してきましたが、現在にいたっています。

格差が広がり、入学準備も大変な世帯が増えてきて、来年度から実施する自治体も複数でできました。

就学援助の入学準備金の支給を、ということで通告をさせていただきました。

この後のご答弁、よろしく願います。

議長 三戸留吉

先程も申し述べましたが、答弁は午後にしてください。
それでは、ここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

(午前11時45分)

(休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 三戸留吉

それでは、午前中に引き続き再開いたします。
8番 北嶋賢子君の一般質問に対する当局からの答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問に、お答えいたします。

はじめに、「TPPから食と暮らし、いのちを守るために」ですが、国政についての言及はいたしません。食糧の安全安心を基本とした自給率の向上と食糧の確保、農業の持続的発展、農村振興などは国が果たすべき役割としております。

TPP対策につきましては、国・県が実施する対策事業を活用し、農業者が持続的な発展を図られるように対応して参ります。

協定発効による影響については、当初段階では少ないと思われませんが、関税が撤廃された場合には、価格の下落が懸念されており、影響緩和対策等について必要性が生じた場合には、要望して参ります。

次に、「堆肥工場の開設で有機農産物の拡大を」についてですが、日頃より安全安心な農産物を、学校給食へ供給して頂いている農業者の皆さんに、心より感謝申し上げます。堆肥工場の開設については、需要と供給の確保は難しいと思いますので、現時点では考えて居りません。

次に、「カメ虫対策として、放置された農地の回復を」についてですが、遊休農地対策につきましては、農業委員会が主導し対応して居ります。所有者への肥培管理の指導文書、多面的機能支払い交付金事業の実施団体へも対応について指導・助言して居り、各団体・地域の皆さんと協力し、遊休農地対策に取り組んで参ります。

次に、「高岳地区の土地改良の進捗状況は」についてですが、平成31年度採択に向け進めております。ほ場整備実行委員会では、土地改良区・五城目町・八郎瀧町と連携し、法人の設立・営農構想の確立のため説明会等を開催し、今後も検討会を重ねていく予定であります。

次に、子どもの成長についてですが、イ)については教育長がお答えしますが、ロ)について、お答えします。

ロ) 入学準備金の支給を

入学準備金につきましては、要保護及び準要保護児童生徒の保護者を対象に「新入学児童生徒学用品費」として、支給しております。

要保護者に対しては、生活保護費の教育扶助において、40,600円を上限とし、実績に応じて支給されております。準要保護者に対しては、町単独事業で実施している就学援助費において、小学校入学時に20,470円。中学校入学時に23,550円を支給しております。

参考までに平成28年度における支給対象者は、準要保護者の小学校2名、中学校2名で、要保護者の対象はおりませんでした。

教育長 江島廣

イ) 思いやりの心を育てるには、について、北嶋議員のご質問に、お答えいたします。

小中学校では、思いやりの心を醸成する取り組みとして、ふるさと教育やキャリア教育を重点施策として、計画的に取り組んでおります。主な活動は、地域との連携、企業との職業体験など、町の多くの方々との触れ合う研修から心を耕すというものです。そんな活動を積み重ねることで、相手を思いやる心などがふくらんでくるものと思っております。

子どもたちには、授業、特別活動、道徳、クラブなどの学校生活の中で、友達を賞賛する、慰める、力を合わせてがんばる態度などを養っていくことを、学校の方にもお願いしてございます。

ネットやラインによるいじめ対策としては「インターネットセイフティ」研修会をPTA等でも開催し、親子ともども学び合う機会を設けております。

8番 北嶋賢子

1番のイ)ですけれども、国民に安全なものを食べさせるには、国の責任だと思います。そして私たちの年代は、多くの食品添加物をもう身体に取り込んでいます。どこから病気が出ても不思議じゃないくらい、食べてしまっています。いかに安全なものを食べさせるか、ということで質問に取り上げさせていただきました。

ロ)としては、今回は堆肥を購入するのに、随分難儀をしたものですから、JAとの連携でカントリーの後ろにでも作れないものかどうかということで提案をさせていただきました。

ハ)のカメムシは、被害米の選別128袋だと、だいたい約4万円かかりました。今年また隣の人が止めるというので、放っておけばまた虫が湧いてきます。ですから仕方ないからやるか、ということで2反歩受けました。

土地改良は主人も役員に入ってますから聞いてますけれども、他の人たちからそういう意見が出たものですから、質問をさせていただきました。

大きな2のイ)ですけれども、思いやりの心を育てるには、という題で話をしました。

80歳の祝いの時に、中学校2年の孫が生後3ヶ月でした。ひ孫を抱いて「80歳の年の差」という題で、魁新聞に載りました。そのこともあったものですから、「我が家は4世代」という題を付けて目論んだわけですが、失敗に終わってしまいました。火のない所に煙は出ないと言います。外孫は野球とラグビーで、よくケンカをします。内孫はスポーツは苦手だから、僕は弁護士になって悪い者から助けると言います。どっちも助けることに変わりはないけれども、行政側で先程教育長さんから話をされました、行政側ですぐに対応できる体制ができていることもわかりましたので、少しは安心をしております。

1番の口)の堆肥の工場ですけども、JAとの連携で作れないものかどうか、もう一回町長さんをお願いします。

町長 畠山菊夫 供給と需要の関係がありますので、このことがしっかりできれば作ることも可能かなと思っております。

8番 北嶋賢子 ありがとうございます。これで終わります。

議長 三戸留吉 これにて、8番 北嶋賢子の一般質問を終わります。
次に、7番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

7番 伊藤秋雄 どうもご苦労様です。只今、議長から質問者として許可をいただいたことに対して、お礼を申し上げます。私の今回の質問は、表題1、町民の生のこえ、それから表題2として、想定外の巨大地震への備え、ということで当局に質問しております。当局の答弁をよろしく願いいたします。

なお、私は一問一答で質問しておりますので、町長がお答えできない場合は担当課長からもお答えをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、表題の1、住民の生のこえ

10年前、町の財政は非常に厳しい時もあったが、今は地方債も減少し、財政調整基金も積み立てられ、財政基盤強化が図られていると思う。また10年前の人口が約7,000人前後、その後27年度が6,215人で、今年10月現在では6,127人です。ちなみに11月現在の出生数は17名です。人口減少と共に少子高齢化が益々進行し、思えば以前は2世帯ないし3世帯と大家族であったが、今は1世帯あるいは1人暮らしなどの核家族が多くなり、空き家も危険家屋が目立つようになっております。

私は今回数年ぶりにたくさんの方と対話することができました。町の財政はよくなったものの、町民の生活は年々超高齢化になるとともに生活面は厳しく、一日市商店街は大部シャッターが閉まり買い物ができない、高齢で歩くことが困難、運転できない、1人暮らしなので娘を呼んでアマノやイオンへ行って買い物をしている。「この町は人口減少も進み超高齢化で空き家が多くなり、将来どうなるのか心配だ」「早急に政策を考えないと限界集落になってしまう」などと、いろいろな要望や苦情を聞くたびに、以前よりも厳しい状態であることを肌で感じるようになりました。

先月、11月27日、社会福祉大会の「地域で支える福祉活動」で三戸忠洋氏の講演を聞き、また29日全員協議会での「まちづくり」計画概要の説明を聞いて「困っている買い物弱者」のためにも一日も早く事業が展開されることを望んでいる1人です。

なお今回の質問では、まだ決まっていない部分も多くあると思いますが、当局の考えやご答弁をもらえればありがたいと思います。

①総合戦略(27年～31年度)基本の方針の中で、新たな店舗や誘致や移動販売巡回バスの導入等、買い物弱者に対する取り組みを検討するとあるが、具体的に取り組みをどのように考えているのか答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問に、お答えいたします。

はじめに、「町民の生のこえ」についてですが、11月29日の議会全員協議会で説明をした「上町商店街を中心とする空き家・空き店舗の活用」によるまちづくり計画は、八郎瀧町が住みたい町、住み続けたい町を具現化するために最後の機会と捉え、人口ビジョンを踏まえた総合戦略・総合計画で策定された基本目標及び施策の実効性を確保する為にも、町民の皆さんと共に推進すべき重点事業としています。

上町商店街に拠点を構えながら、商店街に人の流れをつくることから始め、次年度以降も地域活性化に繋がる事業を継続して実施して参ります。

買い物弱者対策の視点においては、本事業はまさしく有効な取り組みになるものと思っております。

また、行政報告でもありました南秋田郡3町村の広域公共交通の再編に向けた取り組みも始まりました。移動販売については、現在検討しておりませんが、こういった取り組みが、日常的な生活支援につながると思いますので、今後もその推移を見ながら、引き続き策を講じて参りたいと思います。

7番 伊藤秋雄 答弁ありがとうございます。午前中に菊地議員からも質問の中で、運転免許の自主返納ということで、いろいろ質問がありましたが、また昨日、町長の行政報告でも、広域公共交通再編に関する検討会が五城目町で開かれたということで、私もこのことについて、本来であればこれが出てこなければ、近隣町村で話し合いをして生活支援に向けた巡回バスをやったらどうかと、再質問の予定でしたが、これは取りやめたいと思います。

それと平行してシニア活躍準備委員会では、町単独で巡回バスの運行を考えているのかお伺いします。

町長 畠山菊夫 準備室では今現在は考えておりませんが、私自身はいずれ近い将来できることであればやりたいなと思ってます。

7番 伊藤秋雄 私もいろいろ町民と話をすると、1人暮らしで買い物ができないとか、特に1区2区3区のあたりが買い物できない人が多く感じました。それと地域性があると思いますが、浦大町あたりも結構そういう声が出ました。なのでそういう地域に巡回バスがあればな、ということで今質問したわけです。その中で町長の「菊夫のこれまでとこれから」ということの中に、こういうことが書いてあります。「買い物弱者生活支援に向けた町内巡回無料車両の導入も検討する」ということを書いてありますが、その辺はどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 いまお答えしたとおりでございます。

7番 伊藤秋雄 なるべく早いうちに頑張ってもらいたいなと思います。

それからもう一つ、この前の町づくり計画でいろいろお話しありました。NPO 法人では、例えば、全町民の協力を得て商店街を取り戻すためには、食の安全・安心のために新鮮な野菜や肉・魚など、毎日ファミリーから入荷したいとのニュアンスで書いてありますが、その点についてシニア活躍の方ではどのくらい話し合いが進んでいるのかお伺いいたします。

産業課長 加藤貞憲 今の伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

準備室の方でファミリーの社長さんとお話ししております。お話ししております中の確実な部分としては、肉と魚については各種種類があるため、特に魚の場合、鮭の場合、生・甘塩・中辛・大辛とか色々種類がありますので、そういう部分、一本丸ごと購入すると非常に無駄になるということで、鮮魚と肉に関しては、ファミリーさんから仕入れをして、それから野菜については、藤井青果店さんがございますので、野菜については藤井青果店さんで販売してもらうというように、すみ分けを考えております。

7番 伊藤秋雄 どうもありがとうございます。それで野菜は藤井さんの方からと、肉や魚はファミリーさんの方からと、こういうことですが、私は常に新鮮なものでなければ、買い物客も遠ざかってしまうのではないかなという感じ受けておりますので、その辺はやはり気を付けて、売れなかったから次の日やるでなく、引き取ってもらうのか、その辺も考える余地があるのでないかなと、よく町民の方も、どこそこに行くと、いつも同じ物があって悪くなってるよ、という話もありますので、せっかく今シニア活躍の人が一生懸命やって商店を築こうとしておりますので、そこ辺りも注意してもらえれば有り難いと思っております。

後はイオンやアマノとか、そういう所から入荷するという事は考えておりませんか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えしたいと思います。まず始めに鮮魚の件でございますが、シニア活躍支援組織では、食堂と総菜の部分でも計画をしております。それにつきましては、鮮魚・肉・野菜、それから地元農家さんのフリーマーケットでの販売、これらの分についてロスの無いように、食堂・総菜で利用するという事で今考えて進めております。

それからイオン、アマノさんからの仕入れについてですけども、現在のところ考えておりません。

7番 伊藤秋雄 それともう一つ、町民が一番困っているのは、買い物をしてもその商店から持って歩くと重いということがあられるらしいんです。私の足では到底持って歩くことができないし、何か配達してくれればな、というけれども、その辺は何か考えてるものでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 今その部分について模索しているところです。行政の方では、公共交通体系の見直し検討会の方入っております、町づくり計画の中では、町内を買い物巡回するためのカートを考えております。また、今回話し合いの中で郵便局さんが有料による、有料といってもボランティアに近い金額でございますが、搬送について協力していきたい、というお話をいただいております。

7番 伊藤秋雄 なるべくそういう買い物弱者のためにいろいろなことを考えてあげればいいのかなど感じしておりますので、よろしく願います。
もう1点だけ、ちょっと聞きたいと思います。NPO 法人の名称も決まったようですので、この前の12月4日に準備委員会を開催している、その中で店舗所有者との話し合いは成立しているのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 現在、改装についての設計を作成している段階です。それでその設計をみていただいて、このように改装するというので設計書できてから所有者のみなさんと、ご協力できるかということで、また話し合いが進む状況となりますので、現段階では契約は成立しておりません。

7番 伊藤秋雄 はい、わかりました。それでは2番の方に移りたいと思います。
各町内を回って感じたことは、空き家、危険空き家などが凄く目に付くようになりました。以前私は定住移住について、空き家を調査し空き家バンクを立ち上げたらどうかと質問したこともありましたが、11月29日の全員協議会での説明では、空き家バンクを創設すると言っていたが、今まで本格的な空き家の調査はなかったものか、また危険な空き家が26年度は15軒あったが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

町長 島山菊夫 空き家バンク登録に必要な調査は、現在まで行われておりません。次年度以降、NPOへの委託事業とする予定としております。
危険空き家調査については、平成26年度に実施し、それ以降は行っておりません。現在、危険な空き家のうち、特に町内会や周辺住民から要望があった建物、空き地を重点的に所有者又は関係者へ改善のための依頼や条例に基づく助言・指導を行っております。今後は、更に勧告・指導・命令等の手続きを進め、改善に向けて対策を講じてまいります。

7番 伊藤秋雄 ご答弁ありがとうございます。私の質問で平成24年3月では、空き家は159軒あると聞いて私書いてあります。その中で例えば所有者不明の家屋が何軒あるか、まだ調べてないですか。

町民課長 一ノ関一人 平成26年度に町内会のご協力を得まして空き家等の調査を行って、その後職員が目視による調査は行っております。
それで所有者のわからない方についても把握しておりますけれども、いま手元に資料がございませんので、後でご報告いたします。

7番 伊藤秋雄 いま資料がないということですが、平成26年度に調べておるといいますので、何軒あるのか、危険家屋が何軒あるのか、例えばリフォームして使用できる家屋が何軒あるのか、そこ辺りの資料もあれば提出してもらいたいです。

町民課長 一ノ関一人 26年度段階の目視での調査結果ですけれども、以前にも議会の方に答弁しております。空き家件数については、183棟、使用可能が47棟、修繕すれば可能が60棟、使用不可能が61棟、危険な空き家については15棟となっております。

7番 伊藤秋雄 いま町長の答弁では、条例に基づいて助言や指導、今後は勧告・指導・命令という言葉が出ました。そういう手続きは要するに危険な空き家ということやるとは思いますが、それはいつ頃やるものでしょうか。

町民課長 一ノ関一人 過去にも何軒か、いまお話ししたように改善の依頼や、それから条例に基づく助言・指導は行っております。これ町内会から要望等があった部分については速やかに行っております。

7番 伊藤秋雄 例えば先程、条例という言葉がありましたが、この条例私たちちょっと見ておりませんので、後で提出してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 三戸留吉 条例とは、前の藤井さんの例を例えていたので

7番 伊藤秋雄 そうですか。わかりました。
それから、私も勉強不足なんですけど、よく町民から、家を解体して更地にした場合、固定資産税が上がるので持ち主が解体しないということをよく耳にします。その点について、ちょっとお伺いします。

税務課長 千田浩美 固定資産税の土地の特例があります。要するに人が住んでいる家屋の場合、200平米までですと、6分の1軽減なってます。それが要するに誰もいなくなって解体したりすると、その特例がなくなるということです。

7番 伊藤秋雄 税金がかからないということですか。

税務課長 千田浩美 税金がかからないのではなくて、特例で減額になるということです。

7番 伊藤秋雄 こういった、例えば減額になるけれどもかかる、更地になった場合もかかる、これは普通の固定資産税の価額ですか。

税務課長 千田浩美 はい、解体すると特例がなくなり普段より高くなるということです。

7番 伊藤秋雄 いま更地にした場合は、高くなるということですが、これ町単独の条例を作って町特例でできないものですか。

税務課長 千田浩美 地方税法でそういうのありませんので、できないです。

7番 伊藤秋雄 できないということですが、例えば町で家屋の解体費用を助成することはできませんか。

町長 畠山菊夫 将来、そういうことも考えていかなければと思ってます。

7番 伊藤秋雄 このことについては、年々超高齢化しておりますので、やはり危険家屋が段々増えてくるわけです。そういうところを前向きに考えていかなければ、町自体が大変になってくるような感じがいたしますので、こういったことを先に先にと進んでいかなければ、大変になってくると思いますので、このことについて強く要望しておきます。よろしく願いいたします。

それからもう一つ、①のことではありますが、近隣町村の、町長も答弁しておりますが、交通網の再編成、これも井川さんはマイタウンバスですが、五城目町・大潟村、3町でもできるだけ早期にできるように要望しておきます。これで1問目を終わります。

次に表題2、想定外の巨大地震への備えは

私は、25年12月定例会に表題「想定外の災害時の周知徹底」で質問していますが、内容が少し違いますのでよろしくお願いいたします。

今まで本町は災害のない町であると誰もがそう思っていたと思う。しかし、災害は忘れた時に予想もしない時に突然起きると言われています。思えば20年前に起きた阪神淡路大震災は、マグニチュード7.3活断層による直下型地震、死者6,434人。その後2011年3月11日東日本大震災は、マグニチュード9.0、震度7、死者16,278人、行方不明者2,994人、津波の高さは最大で20メートルから40メートルともいわれています。

また今年4月14日の熊本地震は、マグニチュード7.3、震度7が2回も起きて、死者49人、家屋全壊7,151棟、熊本城の石垣や建物が崩壊する等々、今日まで20年の間、マグニチュード7.0以上が15回も起きている。平均すると1年4ヶ月に1回大きな地震が起きています。まさに日本列島は地震王国であります。このデータ

は20年間の地震のデータを取りましたので、人数的に誤差があると思いますが、よろしくお願ひします。

そこで本町では災害ハザードマップ（災害避難地図）を全戸に配布していますが、ハザードマップ以上の想定外の巨大地震が起きた場合、例えば船越の水門が破壊され、大湊村の堤防が壊れた場合、恐らく船越水門と大湊村は干拓する前ですから、もう60年くらいなってると思います。そういった意味で危機感を感じながら、本町はどのようにするか想定したことがあるのかお伺ひします。

町長 島山菊夫 秋田県沖で歴史上確認された最大の地震は、「日本海中部沖地震」ですが、東日本大震災が「連動地震」であったのを踏まえ、秋田県では最大クラスの津波を想定した日本海を震源とする「連動地震」を設定し、その調査結果に基づき市町村が「津波ハザードマップ」等で住民へ周知するとともにその対策を講じることになります。本町への津波は、馬場目川河口周辺及び八郎湖岸付近まで押し寄せると想定されております。その際、堤防の決壊は想定しておらず、また、大雨が降った際のハザードマップの浸水想定区域も堤防の決壊を想定したものではありません。想定を超える災害については、膨大な調査データが必要となることから、被害想定することが出来ないのが現状であり、本町を含め多くの自治体でも困難であると承知しております。

7番 伊藤秋雄 いまの町長の答弁では、想定外のデータは膨大なものですので無理なような答えができました。やはりいつ起きるかわかりません。この前の東日本の例をとると、大川小学校も4キロも離れていながらあのように子どもたちが犠牲になりました。そういったことを考えると、やはりうちの方のマップを見ますと、だいたい1メートルか2メートルになってます。あまりたいしたことのないマップだなと思って見ておりますが、やはりそういうことを見直すことも急務ではないかなと思ってますが、近々考えはないものでしょうか。

町長 島山菊夫 いま答弁しましたけれども、日本海で地域が3つ連動した場合の最大の規模の地震でも、堤防の決壊は無いと想定しておりますので、それを超えるような想定というのは、データは出ないと思っております。

7番 伊藤秋雄 確かにいま町長が答えたとおり、マップの方にも連動という答えがあります。私も調べてみたら、海域Aということで日本海中部、Bということで秋田沖・山形沖ということで連動した場合は、例えば4市5町1村で冬の深夜の時、冬の日中の時、また春から秋にかけて雪のない季節の時の深夜の時、来た時の津波の状態や揺れで違うと思ひます。そういったものも、やはり今からある程度、我が町ではこのくらいの積雪であって連動が来た時はこうなるんだよということ、やはり町民にも知らせておく必要があるのではないかなと私そう思ひます。町長膨大なデータというけれども、やはり事務的には大変だと思ひます。そういうことで夜来た時、夏場に来た時、やはりそういうところもあっていいんじゃないかなと、これもやはり町民からのひとつの不安というか、地震が来た時われわれどこに逃げればいいんだと生の声が出てるんです。こういうところもよろしくお願ひします。

それで例えば私もある会合の中で、いまうちの町で25年3月ですかマップを配布したの、その時のマップは見たことありますかと聞いたら、見たことはあるけどどこに置いてあるのか、また本当に頭の中では覚えてるけども、なんとしたらいいかわからない、という生の声です。こういうこともあるので、やはり考える必要があるのではないかなと思ひますので、もう一度答弁お願ひします。

町長 島山菊夫 地震は昼夜問わず大きいのは大きいでしょうし、避難場所については町民の皆さんにもマップでやっております。ただ見るか見ないかについては、以前裸で配ったマップもありますので、今回は見ていただけるようにいろいろと工夫したものだと思ひておりましたので、是非家族で相談したり、どっかに貼っておいてすぐ見れるところにしまうように、という指導はしております。

7番 伊藤秋雄 はい、わかりました。それでは2番の方に移りたいと思ひます。

②防災ファイルには“地震発生！まずは落ち着いて行動”“自分で守る（自助のポイント）みんなで支える（共助のポイント）”まったくそのとおりです。先程も言ひましたが、頭で覚えるよりも体で覚える必要があると私は常に思ひています。本町はコンパクトな町ですので、防災の日を決めて全町一斉に防災訓練を実施することを考えてはお

らないでしょうか。ご答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 町民の生命・財産を災害から守り被害を最小限に留めるためには、「自助」「共助」「公助」の重要性を多くの町民が認識し実践することが必要であります。本町では、その為の地域ごとの防災訓練、全町民を対象とした防災講話、町内会長・自主防災組織・消防団を対象とした机上防災訓練を実施してまいりましたが、全町をあげての防災訓練の実施はありません。このことから、例えば、秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部総合防災訓練が市町村の持ち回りで毎年開催されていることから、地元開催時にあわせて多くの町民が参加できる防災訓練を検討してまいります。また、防災の日を決めて全町一斉の防災訓練を毎年実施することについては、町民のご協力が必要であることから今後の課題になるものと考えております。

なお、地域単位、町内会単位の防災訓練では、多くの方々から参加していただいております。防災意識の向上にも繋がっているものと思いますので、引き続き推進してまいります。

7番 伊藤秋雄 今のところは、個々の町内でやることを考えているようですが、やはり、いつ、何処で何が起きるかわかりません。そういった意味において、例えば毎年でなくても本来であれば一年に一回やればよいと思うけれども、担当の人も大変だとは思っております。でも、小さい町ですから、子どもたちは何処に逃げる、何処何処はどこへ、とか、やはり体で覚えさせることも必要でないかなと思いますので、その点も強く要望して、全町一斉の防災訓練をしてもらいたいと思いますので、強く要望しておきます。

それでは3番に入りたいと思います。

③本町の小中学校では、地震や津波を想定した学校防災マニュアルを作成しているものでしょうか。また避難訓練など実施しているものでしょうかお答えをお願いします。

町長 畠山菊夫 学校・園では毎年、防災計画を作成することが、義務づけられております。地震や津波、火災、不審者侵入に対する対応マニュアルが作成されております。当然年2～3回ほどそれらを想定しての避難訓練を実施しております。

11月には、保育園、小学校、中学校合同での地震・津波を想定した避難訓練が実施されました。避難場所は中学校3階で、小学生児童が保育園児を世話しながら中学校まで避難する訓練でありました。

7番 伊藤秋雄 年2回ないし3回行ってたということですが、この避難訓練、どういう避難訓練したものでしょうか。

教育長 江島廣 年2回から3回くらいの避難訓練につきましては、想定するもの、いわゆる地震がきて津波がきたというもの、それから地震があり火災が発生したということ、それと不審者侵入に対する避難。

幼稚園では煙道、煙の中を歩く、そういう訓練もあわせてやっています。内容的にはそういうことです。

7番 伊藤秋雄 いま町長の答弁では、中学校の3階まで避難したということで、高さをみればだいたい大丈夫だなと思いますが、小中学生、保育園、町民が上がっても大丈夫なものでしょうか。その辺り、学校の児童だけなもんですか。例えば津波が来た場合そこへ上げるという考えですか。

教育長 江島廣 幼稚園の場合は、防災センターの上ということで設定してございます。それからいま話したように、保育園・小学校・中学校は、中学校の3階に設定しておりますので、津波の場合はそちらの方に避難するように決めてます。

7番 伊藤秋雄 そうすれば、これ2回3回とやっておりますが、それも全部中学校の3階まで上がってやってるもんですか。

教育長 江島廣 中学校の3階までいくのは、津波がきた想定の時に行います。同じ事を年3回とかやるわけじゃないです。学校独自で火災に対しての避難の仕方、あるいは不審者に対する避難の仕方、そういう風なものを、それぞれの学校でやっております、いざ津波ということについては、中学校3階ですので保育園の子どもさんは非常に幼いわけですので、小学校高学年が世話して中学校まで引率して先導して中学校まで行くということをおこな

初めて合同の訓練をしております。

7番 伊藤秋雄 はい、わかりました。避難は学校の先生たちが誘導してやるわけですね。その避難した時の課題の話し合いはしているものでしょうか。例えば今回は、保育園・小学校・中学校が一緒にやってるようですが、この時の反省とか良かったこととか話し合ってるものでしょうか。

教育長 江島廣 学校の方では、避難訓練に限らず、色んな行事について反省・検証というものを行います。その検証に基づきまして、次年度はじゃあこういう方向でやりましょうとか、そういう話し合いのもとに、計画的に進めているのが現状です。

7番 伊藤秋雄 どうもありがとうございます。いろいろ私の心配していることは、やはり大川小学校のように、先程も言いましたが、学校の先生方がここまでは津波がこないだろうと油断してあったように思います。しかも広報車が津波が接近していると伝えてる中で、74名の子どもたちを亡くしたということは、大変な行政側と学校側の責任が問われると思いますので、これもやはり極力学校側でそういう問題がないようにしてもらいたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、7番 伊藤秋雄君の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩します。

(午後2時25分)

(休憩)

(午後2時35分再開)

議長 三戸留吉 それでは、休憩時に遡って再開いたします。
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 通告に従ってご質問させていただきます。

私、第6次八郎潟町総合計画書というのを見まして、これには人と地域が云々というのが書かれておりました。これを見まして、いろいろ自分なりに考えながら今回の質問をさせていただきます。というのは、新聞等いろんな情報見てもこのとおりの情勢でございます。それでまず、これに従ってやっていきます。

私たちは普段、何気なく「地域づくり」という言葉を使っております。あらためて考えてみますと、よくわからなくなってしまう。地域の活性化や地域振興という言葉に置き換えても、それが何を意味するのか必ずしもはっきりしません。地域が何を指してそれがどのような内容と仕組みをもっているかを、正確に理解することが大切なことだと思います。

地域や地域経済の仕組みをよく考えず、それぞれの地域が持っている個性とは関係なく、時々国の示す改革政策を全国どこでも同じように展開することが失敗の原因になると思います。地域の活性化を成功に導くためには、まず地域や地域経済の内容と仕組みを正確に知った上で、自分たちの地域が客観的におかれている位置と、その個性を見極めて地域独自の地域づくりの方向性や具体策を考え、実行していく必要があると思います。

日本創生会議の人口減少問題検討分科会が発表した、2040年には全国1,800市町村の半分の存続が難しくなるとの予測をまとめた資料があります。その内訳をみますと自治体の姿は、869が消滅危機のうち、523の自治体が人口1万人割れと、20~39歳の女性人口動態は、40年には全国の49.8%にあたる896市町村でこの年齢人口が5割以上減ると言われております。高齢化が進む秋田県は、25市町村のうち大潟村を除く全ての自治体が、人口構成でみると存続が難しくなることあり、本町の作成された長期人口ビジョンをみても人口減少率が著しく、今後における地域の活力が心配されると共に、公共事業の集中と選択を巡る政策論争に繋がる可能性があると思います。

そこで質問に入りますが、1つ目、人口減少到来での上水道事業について、ということで通告させていただきます。

人口が減少傾向に転じる中、公共施設は維持管理の時代となりました。公共施設の運営・管理における新たな課題が持ち上がってきました。上水道事業は地方公共団体が事業主体となり、独立採算制により運営されております。収入の中心は、住民から徴収す

る利用料金であり人口減少は事業収入が減少することを意味します。

本町の人口ビジョンにもありますように、今後長期的にみても総人口は、よくみても3,000人程度概ね安定的に推移するとありますが、本町の給水人口のピークに合わせて事業を施行されたと思いますので、現在の状態だと今後の経営に大きな問題が生じることは明らかなだと思えます。

そこで11月10日の魁誌に次のような報道がありました。水道事業の連携模索、人口減少影響、経営厳しくとあり、水道事業の連携に向けた作業部会を作ることに合意、とあり、今後複数の自治体が施設を共同で使用し、事務処理や管理などの業務を外部に委託する方向で検討するとあります。またその中には、潟上・五城目・八郎潟の3市町は外部委託の可能性調査を進めているとありますが、この結果を年内にまとめて今後の検討作業に反映するとありますが、その内容をご説明いただきたいと思えます。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、人口減少により、給水収益は平成22年度の1億4144万3千円に対し平成27年度は1億3327万1千円と5年間で5.8%、1年あたり1.2%の減となっており、人口減少下での持続可能な水道事業を模索する必要があります。

「人口減少社会に対応する行政のあり方研究会」についてですが、新聞報道でありましたとおり11月9日に水道事業の作業部会の設置が決定され、今後県及び市町村間での連携について検討を行うこととなります。

作業部会である、「近隣市町村における水道事業維持管理等共同委託可能性調査」ですが、人口減少による収益悪化の対策のひとつとして、民間活用による緩やかな広域化により維持管理費の削減、職員削減下での業務負担軽減を目的とし県市町村課が主体となり行っているものです。5月にモデル市町村を公募し、潟上市、五城目町、本町の3市町がモデル市町村に決定しております。作業内容としましては検針、料金収納等の窓口業務、水質検査、浄水場の維持管理業務等の共同委託についてとなっております。

3番 金一義 只今の答弁に対して質問させていただきましても、要するに県のモデルというのは3市町ということでありませうけれども、これはただいまお話されたように、委託業務となったらそれだけの業務ということで、例えば公益的な共同水道事業というのが、話し合われるものでしょうか。

町長 畠山菊夫 3町で話し合いはしていきますけれども、先月9日に、課長が出席した経緯ありますが、いろいろ、井川町が抜けている関係で非常に困難なことが起こっております。男鹿潟上南秋を含めたものでやれるのかどうか、これからの課題だと思えます。

3番 金一義 我々、町長もだけれども、この浄水場を八郎潟町に新しく作るにあたって、あの当時こういう事まで検討されなかったけれども、井川さんから五城目さんとの共同という話も途中には出た感じがしておりました。それで今現在ここにきて、このとおり人口減少が、40年というともう12年後ですね。あつという間の12年だと思わなければならない。そうすると、その間に本町では本当に、集金・検針・その他という感じだけで間に合うのかどうか、やっつけられるかどうか。そこら辺の思惑を。まあこの12年間で考えることでしょうか。

それと井川さんが足並み揃わないというのは、その原因はなんですか。よその町だからあれでしょうか、わかる範囲で。

建設課長 吉田久壽 井川町については、私たちの方よりも経営が安定しているということで、参加しないということでした。

3番 金一義 井川さんあのとおりの形で、今の潟上の店舗たくさんできたあそこに、水を売っている状態で、それこそダムがありますし、そういう点では安定しているのだと思えます。

だけれども、そういう安定している地域でしょうか、我々の場合は高額なお金がかかる施設なわけですよ。うちの方は特に。収支計算書みても莫大な経費がかかってます。それをこの感じみますと、やはり単独ではなかなか、やっつけられるかどうかを考えてみても、我々素人考えでも、恐らくなかなか難しいのではないかと、だからやはり弱いからということじゃなくて、そこら辺を念頭に個々の活動をしていただきたいと思えますけれども、そこら辺の考え、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 あの方の質問にも出てくると思えますけれども、高度浄水処理施設建設にあたって

は、数年後の財政シュミレーション、これも町から提示されておりました。それと今比較しますと、やはりかなり違ってきています。といいますのは、やはりアオコ対策でいろいろ粒状活性炭を早めに交換しなければいけないとか、そういうリスクも考えていかなければいけないわけでありましてけれども、今の現状では料金を値上げすることは当然できないと思いますし、このまま運営していくためには、一生懸命良い方法を模索しながらやっていきたいと思っております。

3番 金一義 総務省の全国消費実態調査によると、水道代平均は4,458円と出ております。1世帯あたりの月々の水道代が、2人世帯で平均が4,480円だそうです。また4人世帯で6,151円で、これは平均の水道代だそうですので、そこら辺を鑑みて、課長さんにちょっと聞きますけれども、我が町の平均値はどうなんでしょう。すぐ返答できないかも知れませんが、うちの方の水道代の平均単価はどれくらいみえますか。

建設課長 吉田久壽 10立方で2,590円、20立方で5,180円となっております。全県でも小坂町と1、2位と高い料金です。

3番 金一義 要するに平均、世帯では出てないということですね。

建設課長 吉田久壽 はい、そうです。

3番 金一義 そうすると例えば1世帯あたり何十立方と、そこら辺もわからないということですか。

建設課長 吉田久壽 その資料はちょっと作ってません。

3番 金一義 なぜ今聞くかという、さっき町長が値上げ、町民には負担かけないで、今後考えていかないとダメでしょうと、そういうお話しされたもので、そこら辺、全国の平均を出してどの位の誤差が出ているのかな、という感じで検討してもらいたくて、こういう質問をしたわけでございます。

結局いま6,200、さっき質問の中にもあった人口が6千いくら、これが12年後だとよく頑張って3,000人体制でしょうという、町の人口ビジョンの中にうたってあります。果たしてその時で3,000人なってるかどうか分かりません。よく頑張つて、あくまでもこれビジョンだからね。40年には3,000人の人口だということ、ここにグラフも出ております。それで私が12年というのは、あつという間の12年でしょ、ということでこの質問取り上げたわけで、要するに我々日常ひねれば水が出てくるわけですけども、それに対する負担、本当に町で単独事業でやっていけるものかどうか、ということで、早く手を付けていかなければダメだということでお話ししてるわけで。

そうすればお聞きしますけれども、本町の水道施設の老朽化、基幹となる管路の耐震化率は策定しておるのでしょうか。そこら辺。

町長 畠山菊夫 上水道管の老朽化対策ということでお話ししますけれども、本町の水道管の総延長は48キロメートルあります、地方公営企業法で定められております、法定耐用年数40年、先程金さんおっしゃった水道管は約13キロメートルあります。法定耐用年数は管種に関わらず一律に40年となっており、実耐用年数は管種により長くなりますが、石綿管、塩化ビニール管については40年から50年程度で更新の必要があると考えております。

更新路線の選定にあたっては財源が限られることから、主要な管路、耐久性に劣る管種、漏水が生じている箇所を優先しておこなうべきと考えております。

平成29年度より「水道管路緊急改善事業」を活用し、弁天球場前から浦大町地域史料館前までの送水管布設替えを計画しております。当面は他に代替路線のない送水管の更新を優先し、その後配水管の更新に取り組んでまいりたいと思っております。

3番 金一義 私聞き漏らしたとすれば失礼なんですけれども、そうすると耐用年数の過ぎた40年管、これから耐用年数が来ようとしている40年管は、我が町では先程お話しした13キロだと思えます。そうすると、これにだいたい年次計画で補助金云々ということなようですけども、だいたいどの位の年数で改修工事の計画でしょうか。

建設課長 吉田久壽 耐用年数のは13キロとなりますけれども、これから比べれば倍近くなっています。そ

れで布設年数と連動してきますので、48キロ限りなく進んでいく形になると思います。それに従って40年の老朽管につきましては、年度ごとに更新していく形になると思っております。

3番 金一義 それは十二分にわかりました。ということも踏まえまして、結局我が町単独で、どの町村もそうだと思いますよ。単独で上水道維持ができるものかどうか、そこら辺の、そのために県の方でもモデルを作ったんだと思いますけれども、そこら辺、県の方では深く掘り下げたお話しはなかったものではないでしょうか、そこら辺。

建設課長 吉田久壽 昨年の移動振興局の中で、市町村合併しているところが、ある程度広域化になってるんですけども、市町村合併していない市町村については、疲弊していくことがはっきりわかっているんで、第1段階として薬品の共同購入とか、補助率を国交省並みに上げてくれるという要望を受けて、今回このような可能性調査をしたということです。

3番 金一義 まず上水道におきましては、本当に大変な問題だと思います。結局、世帯数がどんどん減っていく中で、そうすると3,000人の人口だと世帯数はどれくらいになりますか。

町民課長 一ノ関一人 戸数までの把握は、現在しておりません。

3番 金一義 余計な心配ですけども、結局そうなると、要するにさっき空き家問題も出ておりました。そうするとほとんど水道がカットされるわけですよ。だからやっぱりこの問題というのは、大きな問題に発展していくと思いますので、どうか近隣町村とこういう問題を早めに取り組んでいかないと、あつという間の12年だと思います。一昔あつという間に来ますので、そこら辺を念頭に入れて、取り組んでいただければありがたいと思います。

次に、定住促進、関連ありますけども、定住促進への取り組みについて、質問させていただきます。

先程もお話ししました2040年の総人口が、2010年よりも多くなる自治体は、わずか4.8%しかなく2010年よりも人口が少なくなる自治体が全体の95.2%にのぼるとあります。このうち約半分の自治体は、4割も人口が減少するといわれております。人口が4割も減少すれば自治体としての存続が怪しくなるといわれております。

また地域別の状況も深刻で、人口減少に伴い高齢化が急速に進行しており、八郎潟町も過疎町村として指定を受け、それなりに工夫もし、努力もしておりますが、少子高齢化が進み本町の高齢化率も37.4%で県内でも下位に位置しております。

人口を増加に導く方法としては、つまり町外の若者を町内に転入させることが一番あります。そのためにも安心して暮らせる地域を形成し、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択種を提供することも必要だと思いますけれども、この質問についての答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 金さん、すみません。中嶋住宅の分譲ということも指してますか。

3番 金一義 はい、中嶋住宅のことも指してます。

町長 畠山菊夫 そうすれば簡単にですが、中嶋住宅の分譲ですが、分譲の前提として、国の用途廃止の承認の手続きが必要であります。中嶋住宅は現に入居者がいるため、用途廃止の承認は困難と考えております。低所得者のセーフティネットである公営住宅の整備は不可欠だと思っております。

3番 金一義 第6次八郎潟町総合計画に、住環境には、町営住宅を適正に供給するため老朽化した住宅の修繕、建設を計画的に進めるとあります。2015年12月21日作成の中嶋町営住宅基本計画書がありますが、いろいろな事例が他にもあります。本町でも中嶋住宅の敷地を定住促進のために活用し、対策をとるべきかと考えます。

かつては小坂町でも坪辺り1万円で6区画を分譲したところ、関東地方在住者を中心に約400件の問い合わせが殺到したとあります。県内では現在、美郷町でも若者定住促進事業として、若者定住促進奨励金を設け、町外から美郷町に定住することを目的として、家屋などを新規に取得された方に、交付金を交付する事業のようです。

我が町でも地域の活性化を推進するためにもこのような事業に取り組んではいかがで

しょうか。

町長 畠山菊夫 低価格での分譲、この辺をみますと最近では井川町駅前が4万5千円くらいで完売したかはちょっとわかりませんが、それでもやはりなかなか分譲地が埋まらない状態、新たに1万円2万円規模だと周辺市町村から来るとは思いますけれども、やはり雇用がなければなかなか、全国からとなると難しいのかなと思っています。

3番 金一義 必ずしも私はこの建物を建てないで、先程の小坂や上小阿仁もやっておった経緯もございます。だから建物建ててもいいのですけれども、若者の住めるようなそういう、あの図面みますと手すり云々と書いた図面であったようですけども。

そこで伊藤喜平という長野県下條村の前村長さん、彼は予算はモダンな若者定住促進住宅の建設などに回し、10棟124戸を建てました。ほとんど補助金を使わないで時前のお金で建設された。これ昔から伊藤さん、下條村は有名なところであります、予算の関係もあるでしょうけども、今回は解体の予算あがっておったようですけども、そういう突飛な考えの計画を立ててみたらどうか。

それが例えば坪5万円とか3万円とかではなくて、本当に5千円でもいい、そのかわり町外からきた、五城目でもいいし井川でもいい、これやはり自治体間競争で人間の奪い合いだと思う訳です。必ずしも東京、長野からくるわけではなくて、我が八郎潟町に若い世代が住まわせていただけるような、突飛な感覚で物を考えられないでしょうか。

せっかくあそこの用地が住宅地になろうとしてるわけですし、町の真ん中でありまして。駅からもそんなに遠くない、学校からも近いです。そういう用地を、畠山町政になったらこんな考えがあるんだよ、という考えを持ってないものかな、ということで、ただ横一線の考え住宅構成だと、こんなこと言えば怒られるけれども、また住む人はだいたい決まってきましたよ。

そうでなくて、やはり若者が住んで、そうすると必ず子どもが増えてくる。そういう形の宿舎でもいいし、そこら辺考えてみる必要が、私個人的にはあると思いますが、町長の考えは。

町長 畠山菊夫 思い切ったことをやらなければ、今の時代、もう本当に呼び込むことはできないと思います。近くの人を奪い合ってもやはりしょうがない話になるのかなと思っています。むしろ地域間で連携しながら、他の地方から呼び込むような施策もこれから取り組んでいかなければいけない中で、中嶋住宅は国の補助金をいただいてやる事業でございまして、非常に難しいんですけども、これはこれで一つ若者向けの住宅ということで、考えておりますけれども、分譲となると最初に予算を決めて、いくらで分譲するかということも決めなければいけません。あとの石井さんのご質問でも出てきますけれども、いろいろ間に合わない事業をやってまで、どうのこうのという意見も当然あると思います。

そこはそことして、さっきも言いましたけれども、いくら分譲してもやはり雇用の場がなければ、繋げるような施策もやっていかなければいけないと思いますけども、その辺が難しいのかなと思っています。いずれ移住・定住については、本当に思いきったことをやらなければ人は来ないだろうと思っています。

3番 金一義 もう一度、伊藤町長さんの話で、これ必ずしも自分の町では仕事がないんだけど、県南部の中心都市、飯田市まで村から16キロの通勤圏内にある。そういう形で若者を呼んだ住宅を作った。それは時前のお金で作ったということを書いてございます。

だから町長さん、雇用ということあるんですけども、ここの町は秋田も能代も中間の町でございまして。必ずしも町そのものに雇用の場がなくても、通勤圏内の便利の良い町でございまして、そこら辺も考えの中に入れて、やはりやってる町村があるわけですから思いきった施策をやっていただければと、この質問をしたわけでございまして。

まずどうかそこら辺をご検討なされまして、常に子どもの笑い声が聞こえるような、そういう町政にさせていただければありがたいと思ってこの質問しました。我々段々老人になっていくわけですけども、子どもの笑い声が近所から聞こえるような、そういう施策を1番にさせていただければ何よりありがたいと思っています。そうすると街中の色んな面でも、消費でも何でも繋がるとは思います。やはり人のいない所ではなかなか消費はどんな策を講じても続かないと思いますので、まずそこら辺をお願いしてこの問題を終わります。

その前にもう一度、美郷町の方では、資料が、町の方でもわかっているとありますけれども、奨励金の金額が連続10年以上いた方には70万円という金額を出して奨励しておるようでございます。いろんな方法取ってる町村ありますので、何とかひとつよろし

くお願いします。

次の質問に入ります。自治体間による姉妹都市交流事業への考え方は、ということで。

文化交流や親善を目的とした地方都市の関係として自治体間の姉妹都市は、友好都市交流が幅広い分野で実施されております。地域のグローバル化が進む今日において、地方自治体が行う姉妹都市交流は、地域住民が様々な異文化状況に対応する異文化コミュニケーション能力を身につけるための手法とすることを最重要の目的だと考えます。

交流のきっかけとしては、歴史的経緯、地理的環境によるものが多いわけですが、交流分野では、観光・歴史・文化・教育などの分野が多いとあります。

姉妹都市交流に期待される可能性としては、お互いの交流メリットをみつけることで、交流を通じて自治体にはない環境や課題から学ぶなど、お互いの交流のメリットを見つけ出すことが言われております。

以上の事を考慮して考えて、姉妹都市交流に是非取り組むことを考えてはいかがでしょうか。

町長 島山菊夫

「姉妹都市」は、国際的・国内的に広く用いられている表現ですが、国際的には異文化コミュニケーション能力を身に付けるための手法とすることを最重要の目的とする考え方が主流のようです。国内的には自治体間交流を通じた活性化、交流人口の拡大、移住促進、販促拡大などの様々な分野において、効果が期待できるものと思っております。

国際的な姉妹都市提携は、本町では考えておりませんが、国内的な提携についても私以前は考えておりませんと言いましたけれども、姉妹都市提携は相互メリットを慎重に見定めながら、前向きに考えていきたいと思っております。

3番 金一義

昨日の新聞ちょうど見ましたら、大潟村は「デンマーク大使館と相互交流促進覚書」というのが大きな見出しで載っておりました。これは大潟村という特殊な感じで、再生エネルギーとかいろんなものをやってる関係で、デンマークとの関係だと思えます。

いま町長さんが国内的な交流を考えてるということですので、そこら辺も五城目町は千代田区、それと由利本荘市は福島県の安芸市、それと美郷町は大田区とあります。我が町もこれから飛躍するためにも孤立しないで、やはり先程の定住と併せた外に目を向けた施策が必要でないかと思ってこの問題を出したわけで、考えてるところですので、どこの地域がどうなのかということ、やるとすれば検討課題が十二分にあると思えますので、本当に我が町を相手にしてくれるような地域、教育とか文化いろんなものがございます。そういうもので交流できる形の地域を早めにみてもらって、どうかアドバランを上げていただければ、町民もそれなりの考えで動くと思えますので、どうかひとつそこら辺をお願いしておきます。

では最後、これは先程もいじめの問題、何人もおりました。小・中学校いじめに対する取り組みと関係機関との連携は、ということで。

先程お昼のテレビにも千代田区のいじめが報じられておりました。横浜のいじめと同じようで、福島から転校された子どもさんのようでございます。

これを聞くというのは、先程から聞いておったんですけども、やはりいじめに対する正しい知識と認識が我々どこか欠如している部分があるんじゃないかと。要するに組織で云々じゃなくて、子ども同士の陰湿ないじめというのは、なかなか表面に出てこない。それで学校の先生もわからない、親もわからない。今日のテレビ見たら、鞆の中に1万円くらいのお菓子をおごれと言われておごって、包装紙とか鞆開けた写真に載っておったんですけども、そういう、ほとんど父兄もわからない、非常に陰湿ないじめが流行ってる感じで私取り上げたわけで、基本的にはさっき教育長さんがおっしゃったことだと思います。

こんなこと言えば笑われると思えますけれども、皆さんもそうだと思いますけど、昔はその部落部落にガキ大将がおって、それに繋がって我々が子ども間の何というか、知らぬ間にその繋がりを持って、いじめに遭いながら克服したという記憶ありますけども、今は一人っ子、二人っ子の関係で、なかなか難しい面があると思えます。なので学校でいじめられても親にも言えないし、先生が見つかるまでになかなかかかる。みておるとそういうのが結局多いような感じでありませう。

それで教育長さんがさっき関係プレーをお話しされたんですけども、もう一つ伺いますけれども、父兄と学校現場と当局との、PTA の関係でいろいろやってると思えますけれども、認識の共有というのは、先程もお話ししたようなんですけども、そこら辺もう一回お願いします。

教育長 江島廣

連携というのは、八郎潟町 PTA 連絡協議会、そういうところでいろいろ先程申し上

げましたように、ネットのいじめとか、早期発見とか、そういう面では連携しながら、できるだけ子どもさんだけでなく親も勉強しながら、進めておるのが現状であります。

いま金議員さんがおっしゃるように横浜とか東京あたりで起こってる事例というのが、我々も心を痛めているところでありまして、そういうところに目が届かなかった学校の体質の在り方といいますか、そういうものを我々も、小・中ありますので、見つめ直していかないと感じております。

ただ本町に限っては、そういう陰湿ないじめというのは、以前はなかったわけではないんですね、無視するとか、みんなでかわりばんこに子どもさんを見無視して、そしてこちらの方の仲間では、自分もそれに加わらないと自分もやられる、というような感覚のものというのは、無きにしもあらずであったんだけど、最近のいじめ調査の結果等をもみても、子どもたちに聞き取りましても、自分で抱え込まないで、自分から表現して相談するという前向きな形が今の小・中学校にあるかと思えます。

ですので先程の回答の中にもありましたけど、本人の訴えと、周りの仲間が見ている人の訴え等々につきましても調査しまして、できるだけアンテナを高く情報の収集というものに、先生方一生懸命取り組んでおるのが現状とっております。

3番 金一義 我が校はマンモス校でもないし、それなりに目の届く範囲の生徒の数でございます。だとしても、いじめの範囲を文科省うんと広めた感じで、その数が増えたようですけども、今の子どもさんは、打たれ弱いというところがあると思えます。そういう面で、いじめ云々というのは心の痛むような感じでございまして、本町ではスマートホンの開放というのは学校独自でやってないのか、そこら辺はどうでしょうか。

教育長 江島廣 本町は他の町村からみると、携帯の携行率が非常に高いです。70%の子どもさんたちが持っていることとなります。ですので、ここ2、3年は、家庭でのこともありますけど、教育委員会も含めて年2、3回インターネットセーフティーということで、子どもさんだけでなく、親の方が中身のこともよくわからないで、全然知らないでいるということがありますので、一緒に学ぶ、保護者の方々も研修するという、そういう機会をできるだけ設けながら進めております。

先程も申し上げましたが、所持率がこの辺りで一番高いです。

3番 金一義 それに対する気の配りというのもお話し聞きました。よくLINEの問題もいろんなことを書かれて云々ということございますけども、そういう前例はまだないわけですね。

教育長 江島廣 LINEのいじめはありますよ。ネットのいじめといいますか、載せるというか、悪口というのは、以前はありました。最近はないようですけども、いろいろ先生方も子どもさんの方に十分指導もしておりますし、親の方もかなり気を使っているかと思えます。

そういう面でのLINEとかそういうのに関して弁護士さんが入ったりしますので、それで上手く解決する件も以前はありました。

3番 金一義 時間もおしてきましたけれども、やはり先生も目の届かない、親も目のつかない今の電子機器というんですか、そういうもので前例があったということですけども、結局その指導の徹底というんですか、そういう中でやられると思えますけれども、今後とも一生懸命ご指導なさって、明るい小・中学校生活を送らせていただければと思ひまして、質問を終わらせていただきます。長い時間ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 4番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
1問目は、農業委員の選び方が変わる、であります。

始めにお断りしますが、先の議会全員協議会で、農業委員会関係の条例について、今回出るという説明がありましたが、私はそれ以前に一般質問書を提出して受理されておりましたので、このまま質問をさせていただきます。

農業委員会法が昨年9月に改正されました。新農業委員は議会の同意が必要になりました。現在の農業委員の任期は平成29年7月19日ですから、もし新農業委員の人事案が6月議会に上程されるとしたら、広報八郎潟4月号で公募しないといけないと思ひますので、今回一般質問でわからないところをお聞きしたいと思ひます。

少し農業の話をしてください。農業と言うものは食料を生産する人類生存の根源の

産業ですから生産力の保護や、あるいは農地利用の制限があるのは当然だと思います。その意味で農地法と農業委員の役割は大きいものがあると思います。文献をひも解くと人類は大昔、シカや鳥など動物の狩猟や木の実や山菜などの植物の採取をして食料としていたものが、小麦や芋と言う作物を栽培することによって農耕がはじまり農業と言う産業に育っていったものと言われていています。最古の農耕の痕跡は2万3千年前にイスラエルで見つかったと報道されています。日本では大陸から稲が伝わって来てから米作りが始まったのは弥生時代と言われていています。農業にはりんごやミカンと言った果樹栽培も含まれますし、牛や鶏などの家畜を飼育するのも農業と言われます。近年では工場による野菜の水耕栽培も農業の分野に入るでしょう。でも米作りは日本農業の根幹です。

江戸時代から昭和20年の終戦まで、農家は地主から田んぼを借りて小作するのが一般的でした。江戸時代は「4公6民」と言われ農家の生産物のうち4割が小作料や年貢にとられ、6割が自分の収入になるのですが、1年間食べる分の米を残して、あとは生活費に換金したとしてもおそらく食うや食わずの生活だったのではないのでしょうか。江戸時代には「百姓は死なないように生きないように」という考えで世の中を治めたそうですから農民と言うのは弱いものです。こういうことは昭和20年の農地改革によって地主制度が解体し自作農が生まれるまで実感としてあったのではないのでしょうか。

昭和26年7月に農業委員会法が制定されています。農業委員会の任務はいろいろありますが、主に農地法の許認可があります。農地は個人の財産とはいえ国民の食料を生産すると言う崇高な使命がありますから、勝手に売買するとか埋め立てると言う行為に制約をつけているものだと思います。農地を守り農業を守る業務は大切であると考えます。

そこでこれから本題に入りますが、昨年改正された改正農業委員会法の第1点は「農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進」であります。八郎潟町農業委員会では近いうちに担い手への農地集積目標や、また耕作放棄地の発生防止・解消について考え方が出てくるものだろうと思います。

改正の第2点は「農地利用最適化推進委員の新設」です。八郎潟町農業委員会ではこの農地利用最適化推進委員を委嘱していく考えでしょうか。八郎潟町は遊休農地率が1パーセント以下になっているのか、担い手への農地の集積率は70パーセント以上を達成しているのかお知らせください。これらをクリアしていないと農地利用適正化推進委員を置かなければなりません。そして委員定数を定めなければなりません。

しかしながら法律の改正でこのような仕組みができたと言っても農業委員と推進委員の仕事のすみわけがうまくできるのでしょうか。また相互に連携してと言いますが、推進委員が担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動を行うと逆に農業委員が中に浮いてしまうような気がします。国も農業委員会業務の重要性を許認可より農地集約に移ってきています。他町村の方の関係者の話を聞いても推進委員の業務の方がこれからは重要だといえます。そうすると農業委員が議会の同意が必要で、推進委員が農業委員会の委嘱で済むというのがちぐはぐな印象を受けます。

私は八郎潟町の場合は農業委員が推進員を兼ねるのが一番良いと思っていますが、八郎潟町農業委員会ではこの農地利用適正化推進委員を置くのか置かないのか、その考え方を教えてください。

改正の第3点は「農業委員の選出方法の変更」です。従来公選で選ばれていた農業委員は今後首長の任命制となります。また議会の同意も必要となります。現在の選挙による委員定数は8人です。この定数をこれからも踏襲していくのでしょうか。八郎潟町の統計上の集落は一日市、羽立、夜叉袋、真坂、小池、浦大町、川崎の7集落です。農業委員が農地法の相談業務や仮に農地集約・放棄地対策などの現場活動も担うとなると各集落に在住することがよいと思います。一日市地区は面積が広いので最低2人は必要です。ですから私は任命委員は各集落に住む人を選ぶこととして8人にしたほうがよいと思います。そのほか今までどおりに農業協同組合、農業共済組合、土地改良区に推薦を求めるとして3人、計11人とすれば良いと思いますが農業委員会の考え方はあるのでしょうか。また、このようなことを条例化あるいは明文化する考えはありませんか。また議会選出がなくなるとすると女性委員を選出する機会がなくなるとは思いますがその通りでしょうか。もし6月定例議会に農業委員同意案を提出するとなると公募を4月号の広報でお知らせしないと間に合わないと思いますがスケジュールはどのように考えていますか。

ところで話は変わりますが、全国各市町村に民生児童委員がおります。民生児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で無報酬のボランティア活動で、福祉業務をつかさどる大切な役職であります。任期は3年です。改選に当たっては民生児童委員推薦会議が招集されます。

そこで私の意見としては農業委員推薦会なるものを設置したほうがよいと思います。新制度での農業委員の任命は町長がおこなうのですが、その前段で推薦・公募というプロセスがあります。複数候補者がいた場合どう選ぶか、あるいはまったく候補者がいない場合はどうするか、それらを町長ひとりで行うとなると荷が重くなるような気がします。推薦会なるものの設置を提言いたします。

以上こまごまとした質問ですが、議会広報に載ることによって町民に周知されると思いますのでよろしくご答弁をお願いいたします。

次に2問目の質問です。町営住宅はペイするの、であります。

私も長年役場に奉職しながら、いまさらながらこういう一般質問をするのは気が引けるのですが町民の方から「町営住宅をなぜ建てるのですか。」「町営住宅は採算がとれるのですか。」「人口増に結びついているのですか。」と聞かれたときに返答ができませんでした。今更ながら自分の経験不足を反省しています。そこでこの一般質問を通して町の住宅政策を議会だよりに掲載したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

第6次八郎潟町総合計画においても安全・安心なまちづくりの中に住宅・住環境の整備があげられています。それには「町営住宅については、量的不足の解消や居住水準の向上を図るなどの整備をすすめて来ました。しかし、築後30年を超える住宅が管理戸数の半数以上を占め、老朽化が進んでおります。少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、住宅を取り巻く環境が変化する今、子育て世帯や高齢者世帯などに配慮した居住環境の整備に努める必要があります。」と記載されています。

9月定例議会終了日に八郎潟町町営住宅基本計画業務という資料をいただきました。平成28年度一般会計予算では、中嶋住宅立替工事基本設計業務委託料843万3千円が計上されています。これらをもとにして近いうちに事業が始まることと思います。まず、公営住宅を建設する根拠は「公営住宅法」であります。第1条には「・・・・住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、・・・・」とうたわれております。そこに町営住宅を建設する意義があるわけですが、住宅に困窮する低額所得者というのはどの程度いるのか、その人数をどのように見込んでいるものでしょうか。その数値がなければ今後とも需要があるのか、あるいは供給過剰になるのか、今後建設する戸数の根拠となりえませんし町民がなぜ町営住宅を建てるのかと言う質問に答えられません。

次に低額所得者のためと明記している以上、家賃も民間賃貸住宅よりは安くなるものと思います。家賃の決定は法令に基づいて算出されていると思いますが、広報八郎潟10月号でも町営住宅入居者募集がでております。例えば平成14年建設の上屋根住宅を見た場合一番収入が高い方で月額3万9800円、一番収入が低い方で月額2万6700円です。平均値を3万3250円と見た場合、40年賃貸した家賃収入は1560万円になります。もっとも古くなると家賃は安くなりますからこの額より低くなります。そうすると当時の建設費と維持管理費を足した額を超えるものでしょうか。民間アパートは利潤を求めるものですから必ずペイするようにやります。町営住宅はペイするの、あるいはペイしなくても良いものなのかその考え方をお知らせください。

また町営住宅に入居するために他町村からどのくらいの転入があるものでしょうか。町営住宅が人口増に結びついているのかその実情をお知らせください。

それから、町営住宅を建てるにあたっては標準設計でつくられるものでしょうか。大昔は公営住宅標準設計と言うものがあったのですが、いまもあるのでしょうか、それともそれぞれの市町村のオリジナルで設計されるものでしょうか。時代とともに生活様式も変わり間取りもLDKが主流です。新中嶋住宅も高齢者向けとか新婚さん向けとかのコンセプトはあるものでしょうか。あるいはどんな世帯にも対応できるというオールマイティ的なコンセプトなのですか。

以上よろしくお願いいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問に、お答えいたします。

はじめに、議員ご指摘のとおり昨年9月に、農業委員会等に関する法律が改正されて居ります。改正による大きな変更は、ご質問にある3点です。

ご質問の1点目、「農業委員会の業務の重点は」についてですが、農地等の利用の最適化の推進であります。許認可だけではなく、最適化の推進が強固に位置づけられました。

ご質問の2点目、「農地利用最適化推進委員の委嘱、遊休農地の率、担い手への集積率」についてですが、本町の農地面積は約813ヘクタールで、遊休農地面積は1%未満の0.4ヘクタール、担い手への集積率は増反地を含めた率になりますが、98.3%になっております。農業委員会等に関する法律施行令第7条、農業委員会が推進委員

を置かないことが出来る市町村の基準を満たしており、本年10月17日に農林水産大臣の公告がされて居ります。このような状況から、本町では農地利用最適化推進委員は、置かないことと致しました。

ご質問の3点目、「農業委員の定数、推薦・募集についてであります。定数は現状の12名で条例案を提出しております。推進委員を置かないこと、新たに、利害関係を有しない商工業者・消費者などの、農業に従事しない中立委員を任命すること等により、定数変更はしないことといたしました。推薦・公募につきましては、1月から2月迄の約1ヶ月を募集期間とし、町広報1月号・町ホームページに掲載いたします。期間の中間と終了時点で町ホームページにより推薦・応募状況を報告いたします。

参考の為に付け加えますが、推薦公募終了後、町長が任命する評価委員により、評価委員会を開催し、推薦・応募者の評価の意見を決定し、町長へ報告します。選任議案を作成し、3月議会に提出、議会の同意を得て7月20日の任命となります。

3月議会に提出する理由については、議会の同意が得られない場合や、欠員が生じる場合には、速やかに選任の手続きを行う必要があることからです。

また、評価委員の人選については、町長が任命する、副町長・産業課長・農業委員会事務局次長・農業委員会会長又は委員（但し、委員候補者を除く）の4名としております。

次に、公営住宅は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条の理念を具現化した公営住宅法に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

公営住宅法の、低額所得者とは、全国の2人以上世帯を収入の低い順から並べ、収入の低い方から4分の1番目に該当する収入に相当する世帯のことを示しております。町ではその方々のためのセーフティネットとして、公営住宅の整備は必要不可欠と考えております。

公営住宅の家賃設定は、入居者の収入と住宅の便益に応じて家賃を決定する制度になっております。収入の低い入居者には低い家賃を、収入の高い入居者には高い家賃を、また、同じ収入の入居者間においては、住宅の規模面では広い住宅の入居者は狭い住宅の入居者よりは高い家賃とすることになります。そのため、民間の市場家賃の考えとは異なる性質であることから、建設費に対する採算性は考慮しておりません。

他町村からの転入状況は111世帯の入居者のうち46世帯です。また、建設に対する標準設計はありませんが、補助基本額となる1戸当たりの標準工事費と標準床面積が示されております。

外観や間取りについては、各自治体の裁量により決定することになり、建替後の中嶋住宅は、「子育て世帯が入居したくなる魅力ある住宅」の建設を目指しております。

4番 石井清人 大変わかりやすいご説明ありがとうございました。ちょっとわからないところを捕捉で質問させていただきます。

一つは農業委員の関係なんですけども、私が一般質問で話した、例えば集落毎におくとか、あるいは農業団体から公募を受けて選ぶ、そういう考えがあるのかなのか、そこをちょっとわからなかったんですけど、例えば条例には規則がついていく場合もあるし、あるいは要項で補足する場合もあるんですけども、例えば12名という農業委員がこれからでるんですけども、内規とか要項の中で各集落からおく、あるいは農業団体から選ぶ、あるいは中立委員を選んでこういうメンバーから12人分選ぶというふうな考え方があって、それを要項化するのかどうか、それもなくてとにかく12名だと漠然としたものなのか、そのところがわからなかったのをお願いします。

それから住宅の建設費で、これは低所得者向けで民間アパートとは考え方違うので採算性はない、ということなんですけども、ただ建設する際には国庫補助入るから結局赤字にはならないと思うんだけど、そこ辺り建設課長わかるのではないのでしょうか。そこもあわせておねがいします。

町長 畠山菊夫 集落毎というのは、今ちょっと考えておりません。それで団体推薦は、考えていかなければと思っております。

産業課長 加藤貞憲 農業委員の推薦関係のことではありますが、農業委員については、推薦公募によって募集しなければならないということで、施行規則第7条で決められております。それで町では、八郎潟町農業委員候補者募集要項を作成しております。これについては議会終

了後、ホームページに掲載し来月の広報に掲載する予定であります。また、同じく委員の候補者の推薦についてなんですが、AさんがBさんを推薦する推薦書、Aさん自らが自分を推薦する推薦書、それから団体の方がAさんを推薦する推薦書、この推薦のやり方3つ程ありますので、これも掲載することとなっております。

建設課長 吉田久壽 公営住宅法の平成8年以前は、建設費から家賃を算出して決めてましたが、平成8年以降公営住宅法が大きく改正されまして、福祉的要素の住宅になりましたので、採算は考えにないと思います。

4番 石井清人 ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれないけれども、住宅を新築する、建て替える時に建設費の中に国庫補助、国の補助金が入るから、町のお金と国庫補助足してやるから、町は損をしないんじゃないかという私の考えなんだけども、そこを確認したいんだけども。

建設課長 吉田久壽 平成8年までは国庫補助を除いた建設費で家賃の限度額を算出して決定しましたが、平成8年以降は近傍同士の市場の家賃を決めてから収入限度額で家賃を決めるということになりました。

4番 石井清人 はい、わかりました。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて4番 石井清人君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただきます。なお最終日16日は、午後3時から本会議を開きます。
本日の会議は、これを持って散会いたします。どうもご苦労様でした。

(午後3時58分)

平成28年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 平成28年12月16日（金）

議長 三戸留吉 皆さん、ご苦労様です。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 （総務産業常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長 金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 （教育民生常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 ないようですので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
なお討論は、反対討論から行いますので討論がある場合は、挙手の上、反対、賛成を述べた上で、議長の許可を得てからお願いいたします。
日程第2、議案第42号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第42号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第43号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第44号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第44号について、委員長の報告は可決であ

ります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第45号 八郎潟町法定外公共用財産に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第46号 八郎潟町農業委員会委員定数条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第47号 八郎潟町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第47号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第48号 八郎潟町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する条例を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第49号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第49号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第50号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第50号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第51号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第51号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第12、議案第52号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第52号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第13、議案第53号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第53号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第14、請願・陳情について、採決を行います。
受理番号第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情、について討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第7号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、受理番号第8号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書、について討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第8号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、受理番号第9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情、について討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第9号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第10号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情、について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第11号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第11号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第12号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情、について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第12号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

議長 三戸留吉 それでは、再開いたします。
次に、委員会提出議案第7号から第12号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。この追加日程につきましては、付託された常任委員会毎に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。始めに、教育民生常任委員会に付託された議案について審議いたします。

追加日程第1、委員会提出議案第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 委員会提出議案第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議員 三戸留吉殿 提出者 教育民生常任委員長 金一義

提案理由 厚生労働省は、「看護師の雇用の質」「医療分野の雇用の質」の向上などの、医療勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。

そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員や夜勤などの労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はありません。医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことを求めることから、意見書を提出するものです。

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 塩崎恭久、財務大臣 麻生太郎、文部科学大臣 松野博一、総務大臣 高市早苗、秋田県知事 佐竹敬久です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第7号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第7号は、可決と決定いたしました。
次に、追加日程第2、委員会提出議案第8号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 委員会提出議案第8号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 三戸留吉殿 提出者 教育民生常任委員長 金一義

提案理由 政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」は、2025年の必要病床数の推計結果では、必要病床数は115～119万病床程であり、既存病床数と比べると15万から19万病床少なく、今後、大幅な削減を求められることとなります。

国が一方的に病床数削減を強いることは、地域医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失につながりかねません。

都道府県が策定する地域医療構想が、地域の実情に応じた内容となるよう、国の推定方式の抜本的な見直しを求めることから、意見書を提出するものです。

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 塩崎恭久、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗、経済産業大臣 世耕弘成です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第8号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第8号は、可決と決定いたしました。
次に、追加日程第3、委員会提出議案第9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 委員会提出議案第9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。
八郎潟町議会議長 三戸留吉殿 提出者 教育民生常任委員長 金一義
提案理由 政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、更なる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。

こうしたことから、「生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと」・「家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと」・「介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること」など、政府の責任で必要な財政措置を講ずることを求めることから、意見書を提出するものです。

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、厚生労働大臣 塩崎恭久、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第9号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第9号は、可決と決定いたしました。
次に、追加日程第4、委員会提出議案第10号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 委員会提出議案第10号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 三戸留吉殿 提出者 教育民生常任委員長 金一義
提案理由 経済的な理由で必要な受診ができない方が増えている中、さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫します。

今後、患者負担のありかたについて、厚労省・社会保障審議会医療保険部会等の関係審議会で審議され、「具体的な措置を講ずる」としてはいますが、関係省庁、関係審議会におかれては、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように慎重な審議を求めるところから、意見書を提出するものです。

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、厚生労働大臣 塩崎恭久、総務大臣 高市早苗、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第10号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第10号は、可決と決定いたしました。
次に、追加日程第6、委員会提出議案第12号「若い人も高齢者も安心できる年金制

度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 委員会提出議案第12号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 三戸留吉殿 提出者 教育民生常任委員長 金一義

提案理由 高齢者があてにできる唯一の収入が年金です。

この秋の第192回臨時国会では物価上昇時でも賃金が下がれば年金支給額を引き上げる新たな法案が提出されました。これ以上の年金減額には耐えられません。

また、アベノミクスの成長戦略として2014年10月、年金積立金の株式運用を従来の24%から50%に拡大し、その結果、莫大な運用損をもたらしました。

国民の貴重な財産である積立金は、本来、安全、確実に運用されるべきであり、乱高下する株価に左右される運用は危険極まりないものです。

若い人も高齢者も現在および将来にわたって安心・安定して暮らしていくために年金制度改善と積立金の株式運用の見直しを求めることから、意見書を提出するものです。

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、厚生労働大臣 塩崎恭久、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
はい、石井君

4番 石井清人 追加日程第6、委員会提出議案12号について、反対討論させていただきます。
私、委員会ではこのことについて賛同しなかったんです。その理由としては、この意見書の3番にある、全額国庫負担の最低保障年金制度について、ちょっと賛同しがたいと思ったからであります。

私の母親は、国民年金に入ってますけども、若い時から日雇い農業に従事して年金をかけてきました。それでも月額3万円の年金です。多い額ではありません。そうやって自助努力をしてきて、ようやく60歳からもらいました。

そういう自助努力もしないで、国が国民を丸抱えにして全額国庫負担で年金を出すというのは、私は腑に落ちないということで反対しました。

それから更に言わせてもらえば、1番の毎年下げ続けるマクロ経済スライドですけども、これも今は下がってますけども、いずれ上がる時もあるのではないかと。ですから必ずしもおかしいということではないと思います。

それから2番についても、前段の年金の支給開始年齢引き上げ、これはちょっと。続いて更なる年金額の引き上げは悪いことではありませんから、これの文章はおかしい、というのが私の気持ちです。

それから更に言わせてもらえば、4番はリスクの少ない国内債券、国債だとリスクは少ないんですけども、リスクの少ない国内債券が何を指しているのか、ちょっといまいちわからなかったのもので、この意見書はちょっと賛同しがたいというのが私の意見ですので、以上申し述べておきます。

議長 三戸留吉 他にありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 君 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第12号について、賛成の諸の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって委員会提出議案第12号は、可決と決定いたしました。次に、総務産業常任委員会に付託された議案について審議いたします。
追加日程第5、委員会提出議案第11号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 委員会提出議案第11号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 三戸留吉殿 提出者 教育民生常任委員長 金一義

提案理由 住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている中、町村では立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

年金制度が無いままでは地方議会の議員を目指す人は限られた環境の人しか立候補できなくなる懸念があり、加入の道を開くことは喫緊の課題であります。

年金制度加入のためには公費負担が伴うことから住民の理解と信頼が不可欠ですが、昨今の世論の厳しい批判にさらされている一部地方議会における政務活動費の私的流用などは全く論外です。

よって、国民の信頼の確保を前提とし、幅広い政治参加と地方議会における人材確保を目指す上からも、国民的合意が得られ、時代にふさわしい地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く求め、意見書を提出するものです。

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、内閣官房長官 菅義偉、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗、厚生労働大臣 塩崎恭久です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、加藤君

5番 加藤千代美 一つ、質疑ではありませんけれども、先程の参議院議長は伊達忠一になって、この参議院議長は山崎正昭になってますけれども、これはどういうことですか。

議会事務局長 鳴海一元 すみません、参議院議長は伊達忠一でした。訂正願います。

議長 三戸留吉 次に、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 君 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第11号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって委員会提出議案第11号は、可決と決定いたしました。次に、日程第15、議案第54号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第54号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員の櫻庭正男氏は平成28年12月25日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成28年12月26日から3年間であります。

櫻庭氏は、人格も高潔で、固定資産の評価に関し豊富な識見を有する者として提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。日程第15、議案第54号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第54号については、同意することに決定しました。次に、日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の 工藤常子氏は平成29年3月31日をもって任期満了になりますので、引き続き人権擁護委員としてお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦について議会の意見を求めるものであります。
工藤氏は教職員としての勤務も長く、人格・識見も高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護について理解を有する者として要件を十分満たしていると思われまますので、推薦に当たって諮問するものであります。よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員として工藤常子氏を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって諮問第1号は、工藤常子氏を推薦することに決定しました。
以上、今定例会に付議された案件は、全て終了しました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後4時06分)